平成２８年第３回長南町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２８年９月１２日（月曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期日程等の議会運営について（委員長報告）
日程第　３　会期決定の件
日程第　４　諸般の報告
日程第　５　行政報告
日程第　６　議案第１号　平成２８年度長南町一般会計補正予算（第３号）について
日程第　７　議案第２号　平成２８年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第　８　議案第３号　平成２８年度長南町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第　９　認定第１号　平成２７年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　認定第２号　平成２７年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　認定第３号　平成２７年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　認定第４号　平成２７年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　認定第５号　平成２７年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１４　認定第６号　平成２７年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１５　認定第７号　平成２７年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第１６　同意第１号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１７　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３名）

１番	岩瀬康陽君	２番	御園生　明君
３番	松野唱平君	４番	河野康二郎君
５番	森川剛典君	６番	大倉正幸君
７番	板倉正勝君	８番	左　一郎君
９番	加藤喜男君	１０番	仁茂田健一君
１１番	丸島なか君	１２番	和田和夫君
１４番	松崎剛忠君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	副町長	麻生由雄君
教育長	小髙憲二君	会計管理者	常泉秀雄君
総務課長	田邉功一君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	土橋博美君	税務住民課長	仁茂田宏子君
保健福祉課長	荒井清志君	産業振興課長	岩﨑彰君
農地保全課長	松坂和俊君	建設環境課長	唐鎌伸康君
ガス課長	大杉孝君	学校教育課長	永野真仁君
学校教育課主幹	浅生博之君	給食所長	中村義貞君
生涯学習課長	岩﨑利之君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚孝一	書記	鈴木直幸
書記	片岡勤		

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君）　ただいまから平成28年第３回長南町議会定例会第１日目を開会します。

（午前　９時０２分）

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君）　本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君）　本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

５番　森　川　剛　典　君

６番　大　倉　正　幸　君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君）　日程第２、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、大倉正幸君。

〔議会運営委員長　大倉正幸君登壇〕

○議会運営委員長（大倉正幸君）　おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は去る９月５日に委員会を開催し、平成28年第３回定例会の議会運営について協議・検討いたしました。

本定例会に付議される事件は、議案３件、各会計決算認定７件、同意１件の計11議案が提出され、議題とされています。一般質問は７人の議員が行うこととなっております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日12日から16日までの５日間とすることに決定いたしました。

また、本定例会に提出されております平成27年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、その内容が複雑多岐にわたるため、特別委員会を設置し、これに付託して詳細に審査すべきであるという結論に達しました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成28年第３回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（板倉正勝君）　これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（板倉正勝君）　日程第３、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日12日から16日までの５日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君）　異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日12日から16日までの５日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君）　日程第４、諸般の報告をします。

本日、町長から議案３件、認定７件、同意１件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき説明員の出席を求めた者、次に、地方自治法第235条の２第３項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成28年５月、６月、７月分の例月出納検査結果、次に、議長等が出席した主な会議報告、次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項並びに同法第22条第１項の規定により町長から報告のありました、平成27年度長南町健全化判断比率及び平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計資金不足比率並びに平成27年度長南町ガス事業会計資金不足比率の報告、次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第１項の規定に基づき、教育委員会教育長から報告のありました、教育委員会の点検及び評価報告書はお手元に配付の印刷物によりご了承をお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（板倉正勝君）　日程第５、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長　平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君）　東京家政大学及び東京家政大学短期大学部と長南町との連携協力に関する包括協定書の締結について、ご報告させていただきます。

東京家政大学は、本町出身でございます校祖渡邉辰五郎先生によって、新しい時代をつくるには女性がひとり立ちし社会に貢献できることが重要との考えに基づいて、女性の自主自立を理念として創設されました。現在の組織は、大学の源流である服飾美術学科を擁する家政学部を初め、人文学部、子ども学部、看護学部の４学部11学科、保育科及び栄養科を擁する短期大学部がございます。

東京家政大学とは、以前から渡辺学園の文化祭である緑苑祭への参加を初め、児童の社会科見学などで協力

関係にありましたが、昨年度からは、町総合戦略の策定に当たり、手嶋教授に参画をいただくなど、地方創生の推進に向けて産官学金労言による組織体制をベースとして人的交流も深めております。

この東京家政大学と長南町は、相互の資源を活用することにより、地方創生の推進や住民福祉の向上、人材育成、学術等の発展に寄与することを目的として、８月31日に連携協力に関する包括協定を締結いたしました。

今後につきましては、協定書の締結により、より具体的な連携・協力事業を実施し、町づくり全体への発展へと結びつけることができればと期待をしております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（板倉正勝君）　これで行政報告は終わりました。

◎議案第１号～同意第１号の上程、説明

○議長（板倉正勝君）　日程第６、議案第１号　平成28年度長南町一般会計補正予算（第３号）についてから日程第16、同意第１号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長　平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君）　議案第１号から同意第１号までの議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第１号　平成28年度長南町一般会計補正予算（第３号）についてでございますが、本補正予算につきましては、総務費では、番号制度に伴う情報漏えいのための情報セキュリティ強化対策委託料の追加を、商工費では、千葉県アンテナショップでの特産品ＰＲ関連経費の追加を、土木費では、補助事業の交付決定額に伴う減額補正を、教育費では、防球ネット設置工事及び地方創生推進交付金による渡邉辰五郎記念館建設予定地測量業務委託料の追加及び小学校教育用タブレット端末等賃借料の債務負担行為補正が主な内容となっております。

財源といたしましては、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金を主な財源とし、歳入歳出それぞれに、3,156万2,000円を追加し、予算の総額を47億5,598万7,000円にするものでございます。

次に、議案第２号　平成28年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、本案は、歳出では国保の都道府県化に伴う自庁システム改修費用や保険税の還付に不足が生じることなどから、257万5,000円を追加させていただくものでございます。

この財源につきましては、国保の都道府県化に係る制度関係業務準備事業補助金と療養給付費の過年度分の清算金で対応し、歳入歳出予算の総額を13億2,987万5,000円とするものでございます。

次に、議案第３号　平成28年度長南町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、本案は、主として、前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還金及び清算に伴う一般会計への繰出金などで、2,690万8,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、認定第１号　平成27年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は、52億3,442万9,763円で、前年度と比較すると、８億1,600万1,053円、18.5％の増となりました。歳出総額は、43億1,652万9,309円で、前年度比、6,621万2,126円、1.6％の増となりました。

歳入については、地方交付税及び特別土地保有税の徴収猶予の取り消しによる町税並びに諸収入が増額となりました。

歳出については、総務費において、サニータウン米満造成事業、農林水産業費において、交付金支払ルートの変更による多面的機能支払交付金、土木費において、地籍調査事業がそれぞれが増額となり、教育費では、平成27年度から平成28年度の継続事業であります、小中一貫校校舎整備工事を着工しました。

なお、災害復旧費、公債費、諸支出金につきましては減額となりました。

この結果、歳入歳出差引額は、９億1,790万454円となり、このうち、繰越明許費等の設定による、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、８億7,367万2,454円となりました。

次に、認定第２号　平成27年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険税を初め、国・県からの支出金、支払基金交付金、制度に基づく一般会計繰入金、財政調整基金からの繰入等を合わせた歳入総額は、14億5,891万8,866円で、前年度比14.7％の増となりました。

歳出では、保険給付費の増加により、歳出総額は14億3,170万2,475円で、前年度比20.6％の増加となりました。歳入歳出差引額は2,721万6,391円でございます。

次に、認定第３号　平成27年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険料と一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金及び事務費繰入金等と広域連合からの賦課徴収事務委託金など合わせた総額は、9,240万1,394円で前年度比3.9％の減となりました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と電算委託等の事務経費でございまして、総額は9,238万2,004円で、前年度比2.6％の減少となりました。

次に、認定第４号　平成27年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、介護保険料を初め、国・県負担金・支払基金交付金、一般会計繰入金等を合わせた歳入総額は、10億5,391万9,670円で、前年度比0.4％の減となりました。

歳出では、保険給付費は、前年度比0.3％減とほぼ昨年並みの給付でしたが、平成26年度分の精算に伴う国県等への償還金が多かったため、歳出総額は、前年度比1.9％増の10億326万8,394円となりました。歳入歳出差引額は、5,065万1,276円でございます。

次に、認定第５号　平成27年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は6,008万442円、歳出総額は5,438万6,505円であり、歳入歳出差引額は569万3,937円となっております。

今後も霊園利用者の利便性の向上と、霊園内の景観整備に努めてまいります。

次に、認定第６号　平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、平成27年度末の加入状況は３地区合計で1,074戸、また接続戸数は870戸となっており、接続率は前年度比0.2％増の81.0％となっております。

歳入総額は２億2,018万1,821円、歳出総額は２億1,565万6,604円であり、歳入歳出差引額は452万5,217円となっております。

今後さらに接続率の向上を図り、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、認定第７号　平成27年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収支では、ガス事業収益は６億732万4,180円、ガス事業費用は６億687万857円となり、45万3,323円の当年

度純利益を計上したところでございます。

利益の処分として、会計制度改正により生じましたその他未処分利益剰余金変動額を資本金へ繰り入れとさせていただくものでございます。

最後に、同意第１号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、現教育委員の大森文子氏が９月30日をもって任期満了となります。後任の教育委員の選任に当たりましては、風戸正敏氏が適任者と存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により同意を求めようとするものでございます。

なお、任期満了により退任されます大森文子さんにおかれましては、平成20年10月１日から平成28年９月30日まで２期８年の長きにわたって、本町の教育行政にご尽力をいただきました。この場をおかりいたしまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

以上、議案第１号から同意第１号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ各担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君）　これで提案理由の説明は終わりました。

議案第１号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長　土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君）　おはようございます。

それでは、議案第１号　平成28年度長南町一般会計補正予算（第３号）の内容の説明を申し上げます。

議案書１ページをお開きください。

議案第１号　平成28年度長南町一般会計補正予算について。

平成28年度長南町一般会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。

平成28年９月12日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、続きまして、別冊の補正予算書１ページをお願いいたします。

平成28年度長南町一般会計補正予算（第３号）でございます。

平成28年度長南町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条歳入歳出予算の補正でございます。

第１項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,156万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,598万7,000円とする。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

第２条債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、第２表債務負担行為補正によるものでございます。

第３条地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第３表地方債補正によるものでございます。

４ページをお願いします。

第２表債務負担行為補正でございます。

追加でございますが、本補正において、ＩＣＴ教育推進のため、小学校教育用タブレット端末等賃借料を平成28年度から平成33年度の期間、限度額１億34万4,000円を追加させていただくものです。

５ページをお願いいたします。

第３表地方債補正でございます。

変更でございますが、過疎対策事業債の借り入れのうち、補助事業として実施しております町道利根里線道路改良工事の交付決定額の減額により、過疎対策事業債の借入額２億800万円を２億170万円に減額するものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

２款総務費でございます。

１項総務管理費、１目一般管理費、19節では、通知カード・個人番号カード関連事務の委託に係る交付金として、事務を取り扱う地方公共団体、情報システム機構へ交付のため、204万円を追加するものです。特定財源といたしましては、国庫補助金を充当させていただいております。

５目の財産管理費では、番号制度に伴う情報漏えいのための情報セキュリティ強化対策委託料の追加を、８目地域振興費では、イベントの追加によるフェスティバル会場設営委託料と渡邉辰五郎関連の町プロモーションビデオ作成委託料及び会見用バックパネル作成委託料、それぞれを追加しようとするものです。

14目諸費では、税等還付金の追加でございます。

次に、３款民生費でございます。

１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、13節委託料では、対象者数の増加に伴う介護予防ケアマネジメント作成委託料の追加を、28節では、介護保険特別会計繰出金の追加をさせていただくものです。

11ページをお願いいたします。

５目の社会福祉施設費では、２軒分の集会施設整備事業補助金の追加を、２項児童福祉費、３目児童福祉施設費では、保育所木造園舎のシロアリ駆除委託料を追加するものです。

次に、５款農林水産業費でございます。１項農業費、７目補助整備費、11節では、山内ダム関連の修繕料の追加を、13節では、今泉揚水施設維持管理適正化事業採択のための積算業務の追加を、19節では、新規地区追加等による多面的機能支払交付金187万3,000円の追加をするものです。特定財源につきましては、県補助金で多面的機能支払交付金140万4,000円を充てさせていただいております。

２項林業費、１目林業振興費では、２カ所分の造林、間伐等の森林整備事業補助金を追加するものです。特定財源は県補助金を充当させていただいております。

６款商工費でございますが、１項商工費、２目観光費、８節では、千葉県アンテナショップでの特産品無償配付のＰＲ報償と東京家政大学共同事業報償として特産品レシピ開発表彰にかかる経費の追加、11節では、千葉県アンテナショップでのチラシ等作成経費の追加をするものでございます。

12ページをお願いいたします。

７款土木費でございます。主に補助事業の交付決定額の減額による補正でございます。

２項の道路橋梁費、２目の道路維持費、13節では、道路のり面の修繕調査設計委託料の追加、15節では、道路維持工事費の追加と補助道路修繕工事費を減額するものでございます。

３目道路新設改良費では、補助事業であります町道利根里線の減額によるものでございます。

４目橋梁維持費、13節では、橋梁修繕設計委託料の追加を、15節では、粟之須橋の修繕工事費の追加をするものです。特定財源につきましては、国庫補助金の社会資本整備総合交付金と町道利根里線道路改良工事に伴う地方債、過疎債になりますが、の減額をさせていただくものです。

９款教育費でございます。

２項小学校費、３目学校施設整備費では、小中一貫校建設に当たり、児童の安全確保のため、防球ネット設置工事費の追加を、４項社会教育費、３目文化財保護費では、地方創生推進交付金による渡邉辰五郎記念館建設予定地の測量業務委託料の追加をするものです。特定財源につきましては、国庫補助金、地方創生推進交付金を充当させていただいております。５項保健体育費、２目教育施設費では、施設修繕費等を追加させていただくものです。

次に、歳入についてご説明をいたします。

９ページにお戻りいただきたいと思います。

10款地方交付税は、一般財源所要額として6,892万2,000円を追加し、14款、15款、21款町債までの特定財源につきましては、歳出において説明をさせていただきましたので、省略させていただき、18款繰入金は、介護保険特別会計からの前年度精算による返還金でございます。

なお、債務負担行為の補正に係る調書は13ページ、また、地方債の補正に係る調書は14ページに明細を記載してございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第１号　平成28年度長南町一般会計補正予算（第３号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君）　これで、議案第１号の内容の説明は終わりました。

議案第２号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

〔税務住民課長　仁茂田宏子君登壇〕

○税務住民課長（仁茂田宏子君）　それでは、議案第２号　平成28年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書２ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第２号　平成28年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成28年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり提出する。

平成28年９月12日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の国民健康保険特別会計補正予算の１ページをお開きいただきたいと存じます。

平成28年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）でございます。

平成28年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条歳入歳出予算の補正でございます。

第１項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ257万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,987万5,000円とさせていただくものでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、７ページをお開きいただきたいと存じます。

１款総務費、１項１目一般管理費につきましては、平成30年度からの国民健康保険の都道府県化に向けまして、保険料率の算定に必要なデータの提供などに伴うパソコンのシステム改修費用として、54万円を追加させていただくものでございます。

この特定財源は、国からの制度関係業務準備事業補助金を充てさせていただくものでございます。

４款前期高齢者納付金等、１項１目前期高齢者納付金につきましては、納付金額の確定に伴います２万9,000円の追加をお願いするものでございます。この特定財源は、国からの平成27年度分療養給付費等負担金の精算による交付金を充てさせていただくものでございます。

９款基金積立金、１項１目財政調整基金積立金でございますが、６ページの歳入の３款国庫支出金、１項１目療養給付費等負担金から、先ほどお願いいたしました歳出の４款前期高齢者納付金等と次の11款諸支出金、１項１目一般被保険者保険税還付金146万6,000円を差し引きました54万円を財政調整基金へ積み立てさせていただきまして、給付費の増加に備えるものでございます。

なお、11款諸支出金、１項１目一般被保険者保険税還付金につきましては、国民健康保険の資格の遡及喪失などによります保険税の還付を追加させていただくものでございます。

続きまして、歳入でございますが、６ページをごらんいただきたいと存じます。

３款国庫支出金につきましては、全て歳出におきまして説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第２号　平成28年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の内容とさせていただきます。

ご審議を賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君）　これで議案第２号の内容の説明は終わりました。

議案第３号の内容の説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

〔保健福祉課長　荒井清志君登壇〕

○保健福祉課長（荒井清志君）　それでは、介護保険特別会計補正予算（第１号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の３ページをお願いいたします。

議案第３号　平成28年度長南町介護保険特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり提案する。

平成28年９月12日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、介護保険特別会計補正予算書の１ページ目をお開き願います。

平成28年度長南町介護保険特別会計補正予算（第１号）です。

第１条第１項をごらんください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に2,690万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,290万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、前年度の決算で超過交付となりました支払基金からの交付金及び町からの繰入金を補正し返還するものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

まず、２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費につきましては、法の改正により、小規模な通所介護事務所が行う通所介護のサービス費は、その下の２目地域密着型介護サービス給付費からの歳出となりましたので、１目居宅介護サービス給付費を2,500万減額し、２目の地域密着型介護サービス給付費を2,500万増額するものでございます。

４款地域支払い事業費、１目介護予防日常生活支援サービス事業費については、新総合事業への移行に伴い、要支援者の訪問介護、通所介護の給付は、訪問型介護サービス及び通所介護サービス事業に移行しましたので、900万の増額をお願いするものでございます。特定財源の国庫支出金、その他は、事業の増額に伴う国、県、支払基金、町、それぞれの負担割合によるものでございます。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金については、平成27年度の介護保険特別会計で超過交付となりました支払基金からの交付金1,175万5,000円を返還するものでございます。

８ページをお願いします。

２項繰出金についても平成27年度の一般会計からの超過繰入分を一般会計繰出金として615万3,000円を一般会計へ返還するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

６ページにお戻りください。

３款、４款、５款、８款の特定財源については、歳出のほうで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

９款繰越金につきましては、一般財源となりますが、平成27年度からの繰越金1,988万8,000円を増額し、返還金等に充当するものでございます。

以上で、議案第３号　平成28年度長南町介護保険特別会計補正予算（第１号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君）　これで議案第３号の内容の説明は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。再開につきましては10時を予定しております。

（午前　９時４５分）

○議長（板倉正勝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時０１分）

○議長（板倉正勝君）　認定第１号の説明を求めます。

会計管理者、常泉秀雄君。

〔会計管理者　常泉秀雄君登壇〕

○会計管理者（常泉秀雄君）　それでは、認定第１号の内容についてご説明申し上げます。

議案書の４ページをごらんいただきたいと存じます。

認定第１号　平成27年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第３項の規定により、平成27年度長南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年９月12日提出、長南町長、平野貞夫。

内容につきましては、提案理由と重複する部分もございますけれども、ご了承いただきたいと存じます。

平成27年度の一般会計につきましては、当初予算額の43億5,700万円に、６次の補正によります２億4,631万6,000円を追加いたしまして、これに前年度から繰り越し事業費6,195万6,600円を加えまして、予算現額46億6,527万2,600円となったところでございます。

繰越事業の内容につきましては、地方創生事業、マイナンバーの施行に関するシステム改修、橋梁修繕事業に関する経費でございます。

決算額でございますけれども、収入済額52億3,442万9,763円、支出済額43億1,652万9,309円、歳入歳出差引額９億1,790万454円となったところでございます。

それでは、別冊の平成27年度長南町歳入歳出決算書に基づきまして、主な内容についてご説明を申し上げます。

事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

60ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、１款の町税でございますが、60ページでございます。

１款の町税でございますが、収入済額は、前年度比３億5,266万5,896円増の15億3,279万5,819円、不納欠損額844万6,616円、収入未済額4,478万5,193円、徴収率は96.64％、前年度比1.23ポイントの増でございました。不納欠損の内容といたしましては、町民税が167万85円、固定資産税667万2,247円、軽自動車税10万4,284円でございます。

また、収入未済額の内訳といたしましては、町民税1,895万6,650円、固定資産税2,494万8,443円、軽自動車税88万100円でございました。

続きまして、項目ごとの内容でございますが、１項町民税でございますが、前年度比4,242万3,205円、9.1％減の４億2,175万2,091円でございました。内容といたしましては、１目個人町民税では、前年度比1,494万7,205円減の３億3,757万6,661円、２目法人町民税では、2,747万6,000円減の8,417万5,400円でございました。

また、２項固定資産税は、前年度比929万7,086円、1.5％増の６億3,791万8,143円でございました。なお、土地家屋に係る固定資産につきましては、評価外の初年度でございました。

続いて、３項軽自動車税でございますが、2,350万116円、４項町たばこ税5,345万469円、５項鉱産税950万1,300円の収入でございました。

６項の特別土地保有税でございますが、徴収猶予しておりました法人１社から取得分といたしまして１億1,056万6,400円、取得分が１億1,056万6,400円、保有分が２億7,610万7,300円、保有分が２億7,610万7,300円、計３億8,667万3,700円の納付がございました。

62ページをお願いいたします。

２款地方譲与税でございます。

１目地方揮発油譲与税2,603万9,000円、２目自動車重量譲与税5,967万5,000円、計8,571万4,000円の譲与がございました。前年度比309万5,000円、3.7％増でございました。

３款利子割交付金は152万3,000円、４款配当割交付金は551万7,000円、５款株式譲渡所得割交付金は573万7,000円の交付がございました。

64ページをお開き願います。

６款地方消費税交付金は、前年度比6,192万6,000円、59.7％増の１億6,571万6,000円、７款ゴルフ場利用税交付金は、前年度比１％余り増でございます9,947万696円、８款自動車取得税交付金は、前年度比666万円、40.73％増でございますが、2,304万3,000円がそれぞれ交付されたところでございます。

66ページをお願いいたします。

９款地方特例交付金は230万3,000円が交付されました。

続いて、10款地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税合わせまして14億4,300万2,000円の交付でございました。前年度比１億475万4,000円、7.8％の増となったところでございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、229万6,000円が交付されました。

次の12款分担金及び負担金でございますが、前年度に比較いたしまして4,000万円余り減の5,830万303円でございました。

１項分担金は365万7,720円でございまして、68ページをお開きいただきたいと存じます。

１目農林水産業費分担金でございますが、治山事業に係る分担金の納付がございました。

次に２項負担金は5,464万2,583円でございました。３目になりますが、土木費負担金では、舗装本復旧工事負担金が4,000万円余り減額いたしましたので、2,232万3,600円となりました。なお、２目民生費負担金の収入未済額50万円につきましては、保育料負担金の未納分でございます。

続きまして、13款使用料及び手数料は6,285万9,405円でございました。１項の使用料は、前年並みの5,720万1,215円でございまして、70ページをお開きいただきたいと思います。

４目になりますが、土木使用料における収入未済額96万600円でございますが、町営住宅使用料の未納分となってございます。

続いて、２項の手数料につきましても、これも前年度並みの565万8,190円の収入がございました。

続いて、14款国庫支出金でございますが、調定額４億3,137万8,602円、収入済額３億1,127万6,602円でございました。収入未済額１億2,010万2,000円につきましては、継続費の逓次繰り越しに関します教育費負担金5,519万6,000円、また、繰越明許を設定いたしました個人番号カード関連事務、地方創生加速化及び情報セキ

ュリティ強化対策に関します総務費補助金2,305万6,000円並びに年金生活者等支援臨時給付金の財源となります社会福祉費補助金4,185万円でございます。

１項国庫負担金は１億3,624万696円でございまして、１目民生費負担金では、次の72ページになりますが、４節でございますが、低所得者保険料軽減負担金が新たに導入されまして、70万8,240円が交付されたところでございます。

２項国庫補助金でございますが、前年度比4,500万円余り増の１億7,249万8,159円が交付されました。１目１節総務費補助金では、地方創生関連及びマイナンバーの関連の繰越事業に関する補助金が交付されたところでございます。なお、収入未済額につきましては、先ほども申し上げましたが、地方創生加速化交付金等でございます。

74ページをお願いいたします。

２目の民生費国庫補助金でございますが、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付事業が前年度から引き続き実施されたものでございますが、１人当たりの単価の減等によりまして、前年度から1,600万円余り減となったところでございます。

４目の農林水産業費補助金でございますが、１節の農業費補助金でございますけれども、農地中間管理機構の機構集積協力金が新たに交付されたところでございます。

76ページをお願いいたします。

５目でございますが、土木費補助金につきましては、昨年度に引き続き、道路整備事業並びに地域住宅支援事業に係る社会資本整備総合交付金が交付されております。

続いて、15款でございます。

県支出金でございますが、前年比7,800万円余り増の２億9,151万6,397円の交付がございました。１項の県負担金は、１億9,880万3,548円が交付されたところでございます。

１目民生費負担金でございますが、次のページになりますが、１項の県支出金では前年度比7,800万円余り増でございますが、２億9,151万6,397円の交付がございました。１項の県負担金でございますが、１億9,880万3,548円が交付されたところでございます。

１目の民生費負担金では、次のページになりますが、５節でございます。５節の低所得者保険料軽減負担金35万4,120円が新たに交付されたところでございます。

次に、３目の土木費負担金では、地籍調査事業に係る負担金が交付されております。前年度に比較し3,800万円余り増となっております。

次に、２項の県補助金でございます。繰越事業分のプレミアム付き商品券交付金が交付されております。

続いて80ページでございます。

４目の農林水産業費の県の補助金では、前年比3,100万円余り増の4,756万4,081円が交付されました。増加の要因といたしましては、１節でございますが、農業費補助金におきまして、83ページになりますが、83ページの右側の上段、４番目になりますけれども、多面的機能支払交付金並びに２節の林業費補助金で、県単小規模の治山緊急整備事業補助金が交付されたことによるものでございます。

次に、３項の委託金は1,801万4,788円が交付されたところでございます。

84ページをお願いいたします。

16款財産収入でございます。983万5,402円でございました。１項の財産運用収入は147万4,773円、２項財産売り払い収入は836万629円の収入がございました。財産の売り払いにつきましては、米満住宅跡地、サニータウン米満でございますが、宅地分譲でございます。

17款の寄附金でございますけれども、1,318万1,865円のご寄附をいただいたところでございます。内訳といたしましては、ふるさと納税分226件、816万7,000円、一般分３件、501万4,865円でございます。

次に、18款１項繰入金でございますが、前年度比8,200万円余りの減となっております。

１目財政調整基金、次のページになりますが、２目の減災基金、また少し飛びまして６目の福祉振興基金からの繰り入れはございませんでした。そのページの３目になりますが、過疎地域自立促進特別事業基金の繰入金3,500万円は、若者定住促進奨励交付金ほかに、４目災害対策基金繰入金666万3,000円は、地域防災計画修正委託料ほかに、５目地域づくり基金繰入金5,400万円は、米満住宅跡地活用のための造成事業に、７目地域農業推進繰入金3,973万円は、営農組織等の施設整備、機械購入に、８目教育施設整備基金繰入金は4,839万2,000円でございますが、小学校統合校舎の整備費にそれぞれ充当されてございます。

88ページをお開きいただきたいと思います。

11目介護保険特別会計繰入金568万592円は、前年度精算分として繰り入れがございました。

19款繰越金は１億6,811万1,527円でございました。

次、20款諸収入は、３億9,536万2,155円でございました。１項延滞金加算金及び過料では２億9,248万4,926円の納付がございましたが、このうち特別土地保有税分に係る延滞金が２億9,168万2,700円でございました。

２項町預金利子は６万235円。

90ページをお開きください。

４項受託事業収入は825万9,742円、５項雑入は9,455万7,252円の収入がございました。なお、収入未済額283万933円につきましては、学校給食費負担金の未納分が主なものとなってございます。

21款町債でございますが、収入未済額３億6,790万円でございます。１目の臨時財政対策債２億2,100万円、２目１節過疎対策事業債3,500万円、２目２節緊急防災・減災事業債8,900万円、３目の土木債2,290万円をそれぞれ借り入れいたしました。

以上が、予算現額46億6,527万2,600円、調定額54億1,205万5,105円、収入済額52億3,442万9,763円、収入未済額１億6,917万8,726円の内容でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

94ページをお願いいたします。

まず、１款議会費でございますが、8,919万4,066円の支出でございました。防災服の購入がございました。

２款総務費、１項総務管理費では、8,350万7,949円を支出いたしまして、2,986万6,000円の繰越明許を設定いたしたところでございます。

１目の一般管理費でございますけれども、一般管理費につきましては、区長、区長代理報酬、また、職員の人件費をはじめといたしました管理費でございます。

97ページになりますけれども、19節でございますが、通知カード・個人番号カード関連事務について、207

万6,000円の繰越明許を設定いたしました。

98ページをお開き願いたいと存じます。

５目財産管理費でございます。13節委託料におきまして、1,250万円の繰越明許を設定してございます。これにつきましては、情報セキュリティ強化対策事業でございます。

飛びまして、102ページをお開きいただきたいと思います。

102ページの９目防災対策費でございますが、前年度比2,800万円余り増加してございます。地域防災計画の修正を行ったこと、また、平成26年度に20基を整備いたしました防災行政無線デジタル化について、27年度は23基を整備したことが増加の要因となっております。

104ページをお願いいたします。

104ページの12目、一番下の12目でございます。過疎対策費でございますが、前年度比5,600万円余りの増加でございます。米満の住宅跡地造成に係る諸費用の支出がございました。

106ページをお願いいたします。14目でございます。これも一番下でございますが、地方創生事業費でございます。前年度からの繰越事業でございます地方版総合戦略の策定をはじめといたしました地方創生関連の小事業を実施いたしました。また、地方創生加速化交付金を財源といたしました渡邉辰五郎先生の記念館関連事業につきまして、繰越明許事業の設定をしたところでございます。

110ページをお願いいたします。

110ページの２項でございます。町税費でございますが、1,805万4,803円の支出でございました。２目の賦課徴収費でございますけれども、1,500万円余り昨年度と比較いたしまして減となっております。理由といたしましては、適正な資産課税を行うため、平成24年度から実施しておりました土地現況図の作成及び宅地比準割合の算出委託業務が平成26年度をもって終了したことによるものでございます。

３項でございます。戸籍住民基本台帳費でございますが、3,327万9,016円の支出でございました。個人番号カード交付事業につきまして、繰越明許の設定をいたしてございます。

112ページをお願いいたします。

４項選挙費でございますが、1,837万235円を支出いたしました。選挙管理委員会費、町議会議員選挙費ほかの支出をいたしました。

少し飛びまして、116ページをお開き願いたいと思います。

５項統計調査費では1,031万5,094円を支出いたしました。平成27年度は国勢調査が実施されたところでございます。

118ページをお願いいたします。

６項の監査委員費は監査委員報酬ほか67万2,104円を支出いたしました。

３款の民生費でございます。８億9,573万6,616円の支出でございました。１項の社会福祉費でございますが、６億6,038万2,787円を支出いたしまして、4,185万円の繰越明許費を設定いたしました。

１目の社会福祉総務費は４億8,199万9,224円を支出いたしました。障害者福祉関連経費と特別会計への繰出金が主な内容となってございます。前年度比3,800万円余り増加しておりますけれども、国民健康保険特別会計への繰出金の増加が主な要因となっておるところでございます。

122ページをお願いいたします。

122ページ、老人福祉費から、124ページ、７目の臨時福祉給付金事業費までは、おおむね前年度に準じた支出内容となってございます。

同じく124ページでございますが、８目でございます。年金生活者等臨時福祉給付金事業4,185万円でございますけれども、全額繰越明許の設定を行ったところでございます。なお、本年８月末までには３回の給付を行ってございます。

126ページをお願いいたします。

２項の児童福祉費でございます。２億3,535万3,829円を支出いたしました。１目の児童福祉総務費では、580万円の出産祝い金を40人の方々にお送りいたしましたところでございます。うち、第３子以上の方は９人でございました。

130ページをお開きいただきたいと思います。

130ページ、４款の衛生費でございます。２億6,923万7,852円を支出いたしました。１目の保健衛生総務費から、134ページになりますけれども、５目の環境衛生費までにつきましては、おおむね前年度に準じた支出の内容でございました。

136ページをお願いいたします。

２項清掃費でございます。広域市町村圏組合への負担金4,390万9,000円の支出をいたしました。

５款の農林水産業費でございます。４億3,793万3,991円の支出でございました。１項農業費は、前年度比4,800万円余り増の４億3,751万4,350円を支出いたしました。１目の農業委員会費、また、次のページ、138ページになりますが、２目の農業総務費は、農業委員報酬、職員の人件費が主な支出でございます。

同じページ、138ページでございますが、３目の農業振興費では、８節の有害鳥獣対策に関する経費につきまして、環境衛生費から予算を組み替えてございます。

そのほか19節、141ページをごらんいただきたいと存じますが、生態系の保全推進協議会補助金、農地中間管理機構集積補助金、かんがい排水事業補助金等々の補助金を交付いたしたところでございます。

４目農村総合整備費では、農業集落排水特別会計への繰り出しをいたしたところでございます。

142ページをお願いいたします。

５目畜産業費、６目農地費につきましては、経常的な支出でございました。

７目圃場整備費は9,536万2,348円の支出でございますが、基盤整備促進事業、利根里地区の工事費に加え、145ページになりますが、145ページの多面的機能支払交付金の増によりまして、前年度に比較し3,900万円余り増加してございます。

その左のページ、144ページの８目でございますが、農村環境改善センター費は、敷地借り上げ料等の経常的な支出でございました。

146ページをお願いいたします。

２項の林業費につきましても、主要林道の維持管理料等の経常的な支出でございます。

６款商工費でございます。１項商工費では4,634万6,971円を支出いたしました。町商工会補助金、観光協会補助金、職員の人件費等、経常的な支出でございました。

148ページをお願いいたします。

７款の土木費でございます。繰越事業を含めまして４億2,187万8,695円の支出でございました。

１項土木管理費は、前年度比4,600万円余り増の１億6,894万5,307円を支出いたしました。１目の土木管理費は、道路台帳補正委託料ほかの経常的な支出でございました。

150ページをお願いいたします。

２目地籍調査費でございます。前年度に引き続き地籍調査を実施いたしました。調査面積は2.41平方キロメートルでございました。

続いて、２項道路橋梁費でございます。２億2,588万3,304円を支出いたしました。２目道路維持費でございますが、平成26年度は、道路点検を行いましたが、これに続きましてトンネル修繕、のり面修繕の計画を策定したところでございます。

152ページをお願いいたします。

３目の道路新設改良費でございますが、補助道路改良工事、利根里線でございますが事業量の減によりまして、4,400万円余りの減額となっております。

４目橋梁維持費でございますが、道路ストック総点検の一環といたしまして、町内109橋の点検を実施いたしました。

５目橋梁新設改良費では、繰越事業となっておりました森川橋ほかの橋梁点検を行ったところでございます。

３項河川費でございます。476万2,000円の支出でございます。蔵持地先の排水路整備工事を実施いたしました。

154ページをお願いいたします。

４項の住宅費でございます。988万3,337円を支出いたしました。長南住宅の解体工事を行ったところでございます。

５項都市計画費でございますが、1,250万6,547円を支出いたしました。全県域汚水適正処理構想を策定いたしたところでございます。

８款の消防費でございます。

１項消防費では、１億4,661万2,000円の支出をいたしました。１目常備消防費、２目非常備消防費、３目消防施設費につきましては長生広域組合への負担金でございます。なお、消防施設費の内容といたしましては、消防機庫の建設、消火栓の設置に係る負担金でございます。

156ページをお願いいたします。

９款の教育費でございます。３億7,010万9,664円を支出いたしました。小学校施設整備費におきまして、継続費の逓次繰越をさせていただいてございます。

１項教育総務費では8,909万6,923円を支出いたしました。１目教育委員会費、２目事務局費におきましては、前年に準じた支出内容となってございます。事務局費中の海外交流研修事業補助金については、補助率の引き下げを行いました。

160ページをお開き願います。

２項の小学校費でございます。7,136万2,226円を支出いたしました。前年度比3,700万円余り増となってご

ざいます。１目学校管理費、２目教育振興費は、おおむね前年度に準じた支出でございました。

162ページをお願いいたします。

３目学校施設整備費でございます。平成27年度、28年度にわたりまして継続費を設定して実施する一貫校の校舎整備に関する支出でございます。

続いて、３項中学校費では2,271万2,410円を支出いたしました。１目学校管理費、２目教育振興費につきましては、経常的な経費の支出でございました。

166ページをお願いします。

４項社会教育費でございます。6,419万6,987円を支出いたしました。１目社会教育総務費、２目公民館費、３目文化財保護費、４目社会同和教育費につきましては、委員報酬、施設管理等に係る経費の支出でございました。

170ページをお開き願います。

５項の保健体育費でございます。１億2,274万1,118円を支出いたしました。１目保健体育総務費につきましては、体育施設の整備経費の支出はございませんでした。

172ページをお願いいたします。

２目給食施設費でございます。8,446万8,676円を支出いたしました。給食配送業務委託料の増額と検食用冷蔵庫の購入がございました。

174ページをお願いいたします。

10款災害復旧費でございます。

１項農林水産施設災害復旧費で628万3,440円を支出いたしました。２目の林業施設災害復旧費でございますが、県単治山事業工事に関する経費でございます。

176ページをお願いいたします。

２項の土木施設災害復旧費の支出でございますが、これにつきましては、支出はございませんでした。

次に、11款１項公債費でございます。借入金の元金及び利子の償還をいたしました。前年度に比較し2,000万円余りの減額となったところでございます。

続いて、12款諸支出金でございます。２億6,463万7,000円の支出でございました。

１項普通財産取得費及び、178ページになりますが、公営企業費の支出はございませんでした。

同ページの３項の基金費でございます。２億6,463万7,000円の積み立て等をいたしました。財政調整基金をはじめとした各基金への積み立て等でございます。

180ページをお願いいたします。

13款予備費でございますが、７款土木費、４項１目住宅管理費に110万7,000円の充当を行ったところでございます。

以上が、歳出予算総額46億6,527万2,600円、支出済額43億1,652万9,309円、継続費逓次繰越額１億8,236万5,000円及び繰越明許費繰越額7,196万5,000円、翌年度繰越額２億5,433万円の内容でございます。

182ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額52億3,442万9,000円、歳出総額43億1,652万9,000円、歳入歳出差引額９億1,790万円、これから翌

年度へ繰り越すべき財源4,422万8,000円を差し引いた８億7,362万2,000円が実質収支の額となります。

184ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

１、公有財産中の土地及び建物のうち、まず土地については、子育て交流館用地の所管がえと青年館用地の寄附、さらには米満住宅用地の造成に関する移動が増減の主な理由でございます。

次に、建物でございますが、子育て交流館の所管がえと長南住宅の消失が増減のそれぞれの要因となっております。その他の財産に関する移動につきましては、190ページ以降に記載をさせていただいてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が認定第１号の内容でございます。

最後になりますが、財政健全化法に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率につきまして申し上げます。

監査委員の意見書に記載のとおりでございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、一般会計をはじめとした各会計は、それぞれ黒字決算のため、該当がございませんでした。

次に、実質公債費比率は8.7％、将来負担比率は71.7％でございまして、それぞれ早期健全化基準を下回っております。

また、資金不足比率につきましては、農業集落排水特別事業会計、ガス事業会計、いずれも資金不足を生じておりませんので、これにつきましても該当がございませんでした。

以上、認定第１号　平成27年度長南町一般会計歳入歳出決算について、及び財政健全化法に基づく比率につきましての内容の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君）　これで認定第１号の内容の説明は終わりました。

認定第２号及び第３号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

〔税務住民課長　仁茂田宏子君登壇〕

○税務住民課長（仁茂田宏子君）　平成27年度長南町国民健康保険特別会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の５ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第２号　平成27年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第３項の規定により、平成27年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年９月12日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは初めに、国民健康保険の加入状況につきましてご説明申し上げます。

平成27年度末の加入世帯数は1,518世帯でございまして、被保険者数は2,589人でございます。前年度と比較いたしますと、世帯数では26世帯の減、被保険者数では84人の減でございます。

また、平成27年度の税制改正によります課税限度額の引き上げに伴う限度額対象世帯は、医療給付費分で申し上げますと27世帯であり、加入世帯の1.75％でございます。軽減範囲の拡大に伴う軽減世帯につきましては908世帯となり、加入世帯の59.82％でございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の198ページをお開きいただきたいと存じます。

１款国民健康保険税でございます。収入済額２億6,696万1,127円、不納欠損額1,146万6,035円、収入未済額5,688万2,688円となりまして、調定額に対します徴収率は79.62％、前年度と比較いたしますと1.99ポイントの増となりました。

次の200ページをお開きいただきたいと存じます。

３款国庫支出金でございます。収入済額は２億7,778万2,903円でございます。

１項１目療養給付費等負担金につきましては、前年度に比べ3,515万4,879円の増でございます。これは療養給付費、介護納付金、後期高齢者医療費支援金等の総額の32％相当の交付でございます。

２目高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金の４分の１相当の交付でございます。

３目特定健康診査等負担金につきましては、対象経費の３分の１相当の交付でございます。

２項１目１節普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整する交付金でございます。

次の202ページをお開きいただきたいと存じます。

４款療養給付費等交付金でございます。収入済額は5,856万7,349円でございまして、前年度に比べ1,980万9,651円の減でございます。

５款前期高齢者交付金でございます。収入済額は３億2,248万3,702円でございまして、これは65歳から74歳までの被保険者の医療分に対しての交付でございます。

６款県支出金でございます。収入済額は5,724万3,509円でございます。１項１目高額医療費共同事業負担金は、国と同様に、高額医療費拠出金の４分の１相当の交付でございます。

２目特定健康診査等負担金は、国と同様に、対象経費の３分の１相当の交付でございます。

次の204ページをお開きいただきたいと存じます。

２項１目財政調整交付金につきましては、国保財政の安定化を図るため、医療給付費等の９％程度の交付でございます。

７款共同事業交付金でございます。収入済額は２億8,938万2,473円でございます。１目高額医療費共同事業交付金につきましては、国保団体連合会が実施主体となって行っております、高額な医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するために１件当たり80万円を超える医療費を対象としての交付でございます。

２目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、都道府県単位で国保団体連合会が保険運営を行っております事業でございまして、平成27年度からの税制改正により、全ての医療費を対象とする財政支援の拡充が図れました。この改正に伴い、交付金は前年度に比べ１億7,306万9,817円の増でございます。

９款繰入金は、収入済額9,715万3,829円でございます。

次の206ページにかけてごらんください。

この繰入金につきましては、２目一般会計からの繰入金でございます。

１節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、収入済額3,742万3,425円でございまして、このうちの４分の３の2,806万7,000円につきましては県が負担しているものでございます。

２節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、収入済額2,019万6,831円でございまして、このうちの２分の

１の1,054万8,000円は国の負担分、４分の１の527万4,000円は県が負担しているものでございます。

この１節、２節を合わせました保険基盤安定繰入金5,852万円の75％相当、金額にいたしまして4,389万円を国と県が負担しているものでございます。

10款繰越金は、収入済額8,459万2,862円でございまして、前年度からの繰越金でございます。

11款諸収入は、収入済額473万2,369円でございます。

次の208ページ、一番下の欄をごらんいただきたいと存じます。

歳入合計といたしまして、調定額15億2,726万7,589円、収入済額14億5,891万8,866円、不納欠損額1,146万6,035円、収入未済額5,688万2,688円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

次の210ページをお開きいただきたいと存じます。

１款総務費の支出済額は3,886万7,528円でございまして、ほぼ昨年度並みでございます。

次の212ページ及び214ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

２款保険給付費の支出済額は８億9,409万8,489円でございまして、前年度に比べ１億2,349万9,659円の増でございます。この給付費の上昇を見込みまして、１項１目一般被保険者療養給付費及び２項１目一般被保険者高額療養費の補正をお願いしたところではありますが、この２項１目において833万1,000円の不足が生じたため、地方自治法第220条第２項ただし書きで認められております同一款内での流用をさせていただきまして、２款保険給付費全体では773万7,000円、予備費からは59万4,000円の流用で給付費の伸びに対応させていただいたところでございます。増加の主な内容といたしましては、平成27年９月に保険適用となりましたＣ型肝炎の新薬や白血病など、がん関係の疾病の増でございます。

次の、216ページ及び218ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

４項１目出産育児一時金は２件分でございます。

５項１目葬祭費は22件分でございます。

３款後期高齢者支援金等の支出済額は１億4,594万3,342円でございまして、前年度に比べ290万1,035円の減でございます。これは、74歳までの世代が後期高齢者医療制度を支援するものとして各医療保険制度から拠出するものでございます。

次の220ページ及び222ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

６款介護納付金の支出済額は6,549万5,265円でございまして、前年度に比べ513万7,480円の減でございます。これは、介護保険制度におきまして、各医療保険加入者の40歳から65歳未満の方の保険料からの拠出でございます。

７款共同事業拠出金の支出済額は２億6,000万67円でございまして、前年度に比べ１億4,684万3,529円の増でございます。これは、３目保険財政共同安定化事業拠出金の支出済額が２億3,766万2,029円と大幅に伸びたものでございまして、歳入の７款２目保険財政共同安定化事業交付金でご説明申し上げました、平成27年度からの制度改正による事業に拠出したものでございます。

８款保険事業費の支出済額は1,694万4,437円でございまして、ほぼ昨年度並みでございます。

次の224ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

これは、国保加入者を対象とした集団健診及び個別健診などの事業の実施や人間ドックの助成141件分でございます。

９款基金積立金でございますが、支出済額は100万1,000円でございまして、条例に基づく積立金でございます。なお、年度末の基金保有高は2,959万6,950円でございます。

11款諸支出金の支出済額は1,424万4,893円でございます。

次の226ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

これは、療養給付費等負担金の精算による国への返還金などでございます。

次の228ページをお開きいただき、下の欄をごらんいただきたいと存じます。

歳出合計といたしまして、支出済額14億3,170万2,475円、不用額1,229万8,925円でございます。

次の230ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額14億5,891万8,000円、歳出総額14億3,170万2,000円、歳入歳出差引額2,721万6,000円、実質収支額は2,721万6,000円となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。なお、231ページの財産に関する調書につきましては後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、認定第３号　平成27年度長南町後期高齢者医療特別会計決算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の６ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第３号　平成27年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第３項の規定により、平成27年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年９月12日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、長南町後期高齢者医療の加入状況につきましてご説明申し上げます。平成27年度末の加入者は1,729人でございまして、前年度と比較いたしますと10人の増でございます。また、町の総人口の20.3％でございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の236ページをお開きいただきたいと存じます。

１款後期高齢者医療保険料でございます。収入済額5,947万7,000円、不納欠損額14万2,800円、収入未済額29万2,600円となりまして、調定額に対します収納率は99.27％でございます。

２款繰入金は、収入済額2,994万6,888円でございまして、制度に基づく一般会計からの繰入金でございます。

３款繰越金は、収入済額130万6,867円でございます。

４款諸収入は、収入済額167万639円でございます。

次の238ページをお開きいただきたいと存じます。

これは４項１目雑入の人間ドックの助成に係ります長寿健康増進事業補助金や事務費委託金などでございます。

歳入合計といたしまして、調定済額9,283万6,794円、収入済額9,240万1,394円、不納欠損額14万2,800円、

収入未済額29万2,600円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

次の240ページをお開きいただきたいと存じます。

１款総務費の支出済額は167万2,908円でございまして、事務に係ります郵送料、電算処理委託料、及びシステム使用料などでございます。

２款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は8,952万7,680円でございまして、広域連合への保険料等の納付金でございます。前年度と比較いたしますと198万3,139円の減でございます。

３款保健事業費でございますが、人間ドックの助成27件分でございます。

次の242ページをお開きいただきたいと存じます。

４款諸支出金は、保険料還付金37件分でございます。

５款予備費につきましては、支出はございません。

歳出合計といたしまして、支出済額9,238万2,004円、不用額112万9,196円でございます。

次の244ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額9,240万1,000円、歳出総額9,238万2,000円、歳入歳出差引額１万9,000円、実質収支額は１万9,000円となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

以上、誠に雑駁でございますが、認定第２号　平成27年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定第３号　平成27年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただきます。

ご審議を賜りまして、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君）　これで認定第２号及び３号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時10分を予定しております。

（午前１１時０１分）

○議長（板倉正勝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１１分）

○議長（板倉正勝君）　認定第４号の内容の説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

〔保健福祉課長　荒井清志君登壇〕

○保健福祉課長（荒井清志君）　それでは、平成27年度介護保険特別会計の決算の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書の７ページをお願いします。

認定第４号　平成27年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第３項の規定により、平成27年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年９月12日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、まず最初に、介護保険特別会計で所管します介護認定の状況と包括支援センターの業務の内容についてご報告いたします。

平成27年度末現在の65歳の高齢者数は3,176名、高齢化率は37.3％、前年度より率で1.2ポイント、人数で52名増加しました。介護認定者は前年度より33名増加しまして、551名でございます。

認定者のうち、何らかの介護保険サービスを利用されている方は、84.9％に当たる468名でございます。サービスの内容別では、訪問介護や通所介護などの居宅サービスの利用者が316名、地域密着型サービスの利用者が23名、また、特別養護老人ホームなどの施設に入所し、施設介護サービスを受けている方は128名となっております。

次に、包括支援センターの業務でございますが、ケアプランの作成件数は820件、相談業務の件数は168件でございました。また、介護予防事業として機能訓練の教室と閉じこもり予防教室を237回実施しておりまして、延べ908人の高齢者が参加をいたしました。

それでは、事項別明細書により歳入の内容から説明させていただきます。

決算書の248ページをお開きください。

１款保険料は、収入済額１億9,067万1,940円、収納率は95.6％でございます。不納欠損額28万6,900円は消滅時効による７名分でございます。

次に、３款国庫支出金、１項国庫負担金は、収入済額１億7,045万8,296円で、介護給付費の国の負担分として施設給付分1.5％、居宅分の20％となるものでございます。

２項１目調整交付金は、75歳以上の後期高齢者の比率、所得水準に応じて交付されるものです。平成27年度は介護給付費の7.49％相当の交付になったところでございます。

２目地域支援事業交付金は、介護予防事業費の25％及び包括的支援事業費の39％の交付となるものでございます。

３目事業費補助金は、介護保険制度の改正に伴うシステム改修のための補助金20万円となります。

250ページをお開きください。

４款支払基金交付金は、収入済額２億6,275万6,000円で、２号被保険者の保険料からの交付でございます。介護給付費、介護予防事業費の28％がこの支払基金交付金で賄われます。

次に、５款県支出金は、収入済額１億4,487万7,935円で、そのうち１項１目介護給付費負担金は、施設給付分の17.5％、居宅分の12.5％の交付になるものでございます。

３項１目地域支援事業交付金は、介護予防事業費の12.5％及び包括的支援事業の19.5％の交付となるものでございます。

252ページをお願いします。

６款財産収入は、介護給付費準備基金から生じる利子でございます。

次に、８款繰入金は、収入済額１億4,105万7,480円でございます。そのうち、１目介護給付費繰入金は、介護給付費総額の12.5％相当になるもの、２目の運営費繰入金は、職員の人件費のほか、事業の運営に係る経費になるもの、３目の地域支援事業繰入金は、介護予防事業費の12.5％及び包括支援事業費の19.5％になるもの

でございます。４目の軽減費繰入金は、消費税の引き上げに伴う第１号被保険者の保険料軽減のために繰り入れるものでございます。

254ページをお願いします。

９款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、10款諸収入、収入済額38万19円は、預金利子と通所介護予防事業の利用料となります。

256ページをお願いします。

一番下の欄に書いてありますが、以上、歳入の合計でございますが、収入済額10億5,391万9,670円、不納欠損額28万6,900円、収入未済額839万7,640円になったところでございます。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。

258ページをお願いします。

１款総務費は、支出済額1,875万8,530円でございまして、職員１名分の人件費のほか、事業の運営に係る事務経費、郵便料など、保険料の賦課徴収に係る経費及び介護認定調査等費に係る経費となります。

260ページをお願いします。

２款保険給付費は、支出済額８億9,189万350円で、前年度比0.34％の減ですので、ほぼ前年度並みの給付となりました。

１項介護サービス等諸費は、要介護と認定された方々の給付費でございます。このうち１目の居宅介護サービス給付費に置きましては、支出済額３億１万2,798円で、前年度に対しまして5.4％の減となりました。主な給付は通所介護の1,498件、訪問介護の882件、短期入所・生活介護の407件でございます。

２目の地域密着型介護サービス給付費におきましては、支出済額7,153万9,963円で、前年度に対しまして10.4％の増となりました。グループホームの入所者に係るもので、253件でございます。

次の３目施設介護サービス給付費におきましては、支出済額３億7,706万8,506円でございまして、前年度に対しまして1.5％の減となったところでございます。主な給付は老人福祉施設が1,440件、老人保健施設412件、療養型医療施設12件でございました。

４目居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレ等38件。

262ページをお願いします。

５目の居宅介護住宅改修費は、廊下の手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修24件分。

６目の居宅介護サービス計画給付費はケアプランの作成2,952件分でございます。

次に、２項介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けた方々の給付費でございます。このうち、１目介護予防サービス給付費は、支出済額2,217万365円でございまして、前年度に対し35.9％の増となったところでございます。主な給付は、通所介護が267件、訪問介護が229件、また通所リハビリが196件でございます。増の要因は、要支援者の増によるものでございます。

２目の地域密着型介護予防サービス給付費は、グループホームのショートステイの利用に係るもので２件分。

264ページをお願いします。

３目の介護予防福祉用具購入は５件分、４目の介護予防住宅改修費は13件分、５目の介護予防サービス計画給付費はケアプランの作成で746件分でございます。

３項のその他諸費は、支出済額66万3,312円でございまして、国保団体連合会への審査支払手数料１万2,756件分でございます。

４項１目高額介護サービス費は、自己負担が負担限度額を超えた部分の給付でございまして、1769件分。

266ページをお願いします。

５項１目高額医療合算介護サービス費でございますが、医療と介護の両方合わせた自己負担が定められた限度額を超えた部分が給付される制度でございまして、95件分でございます。

次に、６項１目特定入所者介護サービス費は、低所得者に係る施設サービス等の食事、居住費について、負担限度額を超えた部分について給付したものでございまして、1,325件分でございます。

３項基金積立金でございますが、支出済額1,537万円でございます。基金から生じる利子分と介護保険料の余剰金を基金に積み立てたものでございます。

268ページをお願いします。

次の４項地域支援事業費は、包括支援センターの運営に係るものでございまして、支出済額1,572万8,895円でございます。

１項１目介護予防事業費は、予防教室、運動教室にかかった費用、２項１目の包括的支援事業等費は、包括支援センターの職員の人件費のほか、運営に係る事務費でございます。

270ページをお願いします。

５款諸支出金は、支出済額6,152万619円、１項１目の保険料の還付金96万9,700円のほか、３目償還金では支出済額5,487万327円でございまして国県支出金及び支払基金への過年度分の返還金でございます。

272ページをお願いします。

また、１目の一般会計繰出金は、支出済額568万592円、過年度分の精算に伴います一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出の合計は、支出済額10億326万8,394円、不用額4,496万9,206円でございます。

274ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額10億5,391万9,000円、歳出総額10億326万8,000円、歳入歳出差引額5,065万1,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も5,065万1,000円となり、平成28年度に繰り越すことになります。

次のページの財産に関する調書は、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で、認定第４号　平成27年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての内容の説明を終わらせていきます。

よろしくご審議いただきまして、ご認定いただけますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君）　これで認定第４号の内容の説明は終わりました。

認定第５号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長　唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君）　それでは、認定第５号の決算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の８ページをお開きください。

認定第５号　平成27年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第３項の規定により、平成27年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年９月12日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、笠森霊園の概要についてご説明させていただきます。

笠森霊園事業は、事業開始以来38年が経過しまして、現在は霊園の維持管理を中心に業務を行っております。平成27年度では、墓所利用者の安全と墓所管理におきまして、墓所区画ののり面の補修工事や墓所沈下防止工事等を実施したところでございます。

また、墓所の使用状況でございますが、園内の総区画数9,280区画に対しまして、年度末使用区画数は9,165区画となりました。使用率は98.8％でございます。

それでは、決算の内容について歳入から説明をさせていただきますので、決算書の280ページをお開きください。

１款事業収入でございます。調定額6,118万4,060円、収入済額5,492万9,520円。16万3,680円の不納欠損処理をさせていただき、収入未済額は609万860円でございます。

１項墓所使用料でございますが、調定、収入済額ともに1,462万4,000円は、墓所70区画分の永代使用料でございます。

２目工事負担金でございますが、調定、収入済額ともに115万7,000円は、墓所31区画の唐櫃の工事負担金でございます。

３目墓所管理料でございますが、調定額4,252万930円、収入済額3,626万6,390円となり、16万3,680円の不納欠損処理をさせていただきましたので、収入未済額は609万860円となりました。なお、不納欠損額16万3,680円につきましては、５区画の墓所使用許可を取り消し執行させていただいた内容となります。

４目施設使用料でございますが、調定、収入済額ともに288万2,130円は、斎場等の施設の使用料でございます。

次に、２款財産収入でございますが、調定、収入済額ともに７万6,062円は、園内の土地貸付収入と財政調整基金の利子でございます。

３款寄附金につきましては、収入はございませんでした。

４款繰越金でございますが、調定、収入済額ともに496万8,679円は、前年度繰越金でございます。

続きまして、282ページをお開きください。

５款諸収入でございますが、調定、収入済額ともに10万6,181円は、普通預金利子及び墓所使用許可書の再交付手数料でございます。

歳入合計でございますが、調定6,633万4,982円、収入済額6,008万442円でございまして、調定に対する収入率は90.6％の内容であります。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

284ページをお開きください。

１款霊園総務費でございますが、予算現額4,750万4,000円に対しまして、支出済額は4,660万4,361円でございます。主な支出につきましては、職員及び非常勤職員の人件費、園内清掃委託、墓園管理システムの使用料等の内容でございます。また、770万円を財政調整基金へ積み立てさせていただいたところでございます。

286ページをお開きください。

２款霊園施設費でございますが、予算現額831万4,000円に対しまして、支出済額は778万2,144円でございます。主な支出につきましては、芝生墓所の管理維持委託、墓所区画のり面の補修工事の内容でございます。

３款公債費及び４款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計でございますが、予算現額5,686万8,000円に対しまして、支出済額5,438万6,505円、不用額は248万1,495円の内容でございます。

続きまして、288ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

収入総額は6,008万円、歳出総額は5,438万7,000円で、歳入歳出差引額は569万3,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は収入歳出差引額と同額の569万3,000円でございます。

続きまして、290ページをお開きください。

財産に関する調書でございますが、１、公有財産と、２、物品につきましては、前年度と同様でございます。

３、基金の笠森霊園事業特別会計財政調整基金でございますが、決算年度中に770万円を積み立てさせていただきましたので、前年度末現在高5,579万4,000円と合わせまして決算年度末現在高といたしましては6,349万4,000円となったところでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、認定第５号　平成27年度笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、ご認定くださりますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君）　これで認定第５号の内容の説明は終わりました。

認定第６号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、岩﨑　彰君。

〔産業振興課長　岩﨑　彰君登壇〕

○産業振興課長（岩﨑　彰君）　それでは、平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の９ページをお開きください。

認定第６号　平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第３項の規定により、平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年９月12日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の長南町歳入歳出決算書296ページをお開きください。

初めに、事業の概要を説明申し上げたいと存じます。

平成27年度末の加入状況でございますが、農集３地区合計で加入戸数1,074戸、また接続戸数につきまして

は前年度比７戸増の870戸となりまして、接続率は81％となっているところでございます。

農業集落排水事業は平成５年度に着手し、平成15年をもって３地区全ての工事が完了し、その完了から13年が経過したところになります。適正な施設の維持管理に努めているところでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、１款１項１目農業集落排水事業費分担金におきましては、収入済額672万円で、16戸分の加入分担金でございます。内訳では、米満住宅跡地の宅地造成に13戸、そのほか３戸となっております。

２款１項１目１節の現年度分施設使用料でございますが、収入済額4,100万8,562円で、豊栄東部、芝原、給田地区の使用料と、睦沢町、長柄町の汚泥の乾燥施設処理使用料でございます。

２節では、滞納繰越分使用料24万3,030円、14名分の収入でございます。

３款１項１目一般会計繰入金につきましては、収入済額１億6,280万円でございます。

次に、４款１項１目繰越金におきましては、前年度繰越金、収入済額267万4,362円となったところでございます。

次に、５款１項１目預金利子でございますが、収入済額3,147円でございます。

２項１目雑入では、次のページ、298ページをお開きください。収入済額673万2,720円で、給田地先における新規加入の配水管新設工事の実施設計業務委託料分担金と米満住宅跡地の宅地造成に伴う配水管新設工事負担金でございます。

歳入合計でございますが、調定額２億2,188万9,613円、収入済額２億2,018万1,821円でございまして、収入済額におきましては、前年度比3.2％の増となったところでございます。

続きまして、300ページ、歳出につきましてご説明を申し上げます。

１款１項１目一般管理費につきましては、職員の給与費等でございます。歳出総額は583万8,063円でございます。

２節から４節までは人件費関係でございまして、13節委託料は、農業集落排水施設使用料金処理委託料で、内容は電算処理システムの保守委託料でございます。

27節公課費は自動車重量税及び消費税でございます。

次に、２款１項１目の施設管理費につきましては、支出済額4,622万4,855円でございます。内容でございますが、11節の需用費2,071万7,115円につきましては、電気料のほか、修繕料、水道料等でございます。

次に、12節役務費の支出済額266万3,722円は電話料でございまして、中継ポンプ90カ所の電話回線の電話料でございます。

13節委託料、支出済額1,663万8,338円につきましては、主なものでございますが、汚水処理場３カ所の維持管理委託料と、上から５つ目になりますが、配水管新設工事施工管理業務委託料は米満住宅跡地の宅地造成工事に伴う委託料でございました。

15節工事請負費、支出済額613万80円につきましては、３地区処理区域の管路施設維持工事でございまして、主なものは、次ページ、302ページをお開きください。米満住宅跡地の宅地造成によります配水管新設工事573万9,120円でございます。

３款１項公債費でございますが、支出済額１億6,359万3,686円でございます。

１目の元金、支出済額１億2,298万1,848円は、公営企業金融公庫財政金融資金からの借入金元金相当分の償還金でございます。

２目利子につきましては、支出済額4,061万1,838円で、借入金に対する利子相当分の償還金でございます。

４款予備費につきましては、総務費の消費税の支払いに消費税分の予算に不足が生じましたので、67万9,000円を流用させていただいたところでございます。

歳出合計でございますが、予算現額２億2,023万5,000円に対しまして、支出済額２億1,565万6,604円、対前年度比2.3％の増となったところでございます。

次に、304ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額２億2,018万1,000円、歳出総額２億1,565万6,000円、歳入歳出の差引が452万5,000円で、この額が５の実質収支額となったところでございます。

なお、306ページからは財産に関する調書でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第６号　平成27年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議を賜りまして、認定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君）　これで認定第６号の内容の説明は終わりました。

認定第７号の内容の説明を求めます。

ガス課長、大杉　孝君。

〔ガス課長　大杉　孝君登壇〕

○ガス課長（大杉　孝君）　それでは、認定第７号についてご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開き願いたいと存じます。

認定第７号　平成27年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第４項及び第32条第２項の規定により、平成27年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成28年９月12日提出、長南町長、平野貞夫。

決算書は別冊になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算内容の概況から説明させていただきたいと思いますので、９ページをお開き願いたいと思います。

１概況、（１）総括事項になります。

平成27年度末の需要家戸数は4,611戸で、前年度より14戸、0.3％の減となり、ガス販売量は848万7,763立方メートルで、前年度に比較し1,166立方メートル、0.01％の減となり、ほぼ前年度並みとなりました。

収益的収支につきましては、ガス事業収益６億732万4,180円、ガス事業費用６億687万857円となり、当年度純利益は45万3,323円となりました。

建設改良工事につきましては、主に経年管対策工事として、県道南総一宮線供給改善工事ほか11カ所、4,109メートルを実施いたしました。

今後のガス事業の運営につきましては、経営の効率化と経費の節減を図りつつ、経年管対策事業の早期完了に向け、計画的に実施し、保安確保及び安定供給に努めてまいります。

次に、10ページをお願いいたします。

２の工事でございます。（１）建設改良工事の概況でございますが、主な工事を記載しております。平成27年度は供給改善として白ガス管入替工事などの工事費、合計で26件分、１億4,085万4,680円の工事を執行いたしました。白ガス管入替工事を4,109メートル実施し、白ガス管の在延長は１万9,690メートル、改善率は92.2％となりました。

次に、11ページをお願いします。

３の業務でございます。（１）の業務量でございますが、アの27年度末需要家戸数は4,611戸でございます。イの年間ガス購入量は874万3,860立方メートルでございます。合同資源産業と関東天然ガスの２社からの購入でございます。ウの年間ガス供給料は、家庭用など合計で848万7,763立方でございます。

次に（２）の事業収入に関する事項、（３）事業費に関する事項につきましては、収益的収支の税抜きの決算額を記載しております。（２）の事業収入に関する事項の合計額６億732万4,180円から（３）の事業費に関する事項の合計額６億687万857円を差し引きますと、経常利益45万3,323円となるものでございます。

４の会計、（２）企業債及び借入金の概況につきましては、当期借入額が4,000万円、当期償還額が2,374万3,176円、当期末残高が５億1,149万5,792円となっております。

次に、２枚ほど飛びまして15ページをお願いいたします。

ガス事業会計キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資産の流れをあらわしたものでございます。

１の業務活動によるキャッシュフローは、主要な業務活動による収支で、１億3,243万4,308円となり、２の投資活動によるキャッシュフローは、固定資産の取得による収支マイナス１億6,042万5,091円で、３の財務活動によるキャッシュフローは、資金調達や借入金返済による収支で1,625万6,824円でございます。平成27年度資金期末残高は１億5,385万2,667円となったものでございます。

次に、16ページをごらんいただきたいと思います。

会計方針などの注記事項をお示ししたものでございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、17ページをお願いいたします。

ガス事業会計収支費用明細書でございます。税抜き表示となっております。

主なものをご説明させていただきます。

まず、収入でございますが、１款ガス事業収益、合計では６億732万4,180円となりました。内容では、１項製品売り上げ、１目ガス売り上げは５億8,493万2,605円、848万7,763立方メートルのガス販売収入でございます。前年度と比較しまして0.01％の減でございます。

２項営業雑収益1,042万7,747円は、ガス事業収益の89件分の内管工事収益と器具販売収益、ガス漏れ警報器でございます。

３項営業外収益1,156万6,003円は、受取利息及び企業会計制度によります長期前受金戻入並びに雑収入でご

ざいます。

４項特別利益、１目その他特別利益39万7,825円は、会計制度改正により、平成26年12月から27年３月分の賞与引当金に付与額が生じたため計上となりました。

次に、支出でございます。

２款ガス事業費用、合計で６億687万857円でございます。

１項売上原価、１目ガス売上原価は３億3,441万5,260円で、874万3,860立方メートルの原ガス購入費でございます。

２項供給販売費、９目修繕費1,257万912円は、検満ガスメーターの修理及び漏えい修繕等でございます。

10目特別修繕引当金、繰入額900万円は、ガスホルダー開放修繕工事の積立金でございます。

19目の委託作業費2,100万5,127円は、メーター検針、ガス本支管漏えい検査、各家庭の消費機器調査等の委託料でございます。

22目固定資産除却費及び24目減価償却費は、資本的収支の不足額の補塡財源に充当する資金となるものでございます。

３項一般管理費は、主に給料など人件費と財務会計などのパソコンリース料の支出でございます。

４項営業雑費用は、89件分の内管工事費及びガス漏れ警報器の購入費でございます。

５項営業外費用は、企業債利息及び雑支出でございます。

６項予備費の支出はございません。

次に、18ページをお願いします。

平成27年度の固定資産明細書でございます。

中ほどの欄になりますけれども、当年度末現在高は土地、機械装置、導管及びガスメーター等を含め、計の欄、63億1,868万9,334円、減価償却費累計額は累計で48億9,672万6,878円となりまして、年度末償却未済額は14億2,196万2,456円となりました。

次の19ページは、企業債の明細一覧表でございます。借入企業債は24件で、表の下の合計欄になりますけれども、５億1,149万5,792円となっております。

次の21ページ以降につきましては、参考資料として長南、睦沢に分けたそれぞれの内訳書を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、前に戻っていただきまして、１ページをお願いいたします。

平成27年度長南町ガス事業会計報告書でございます。税込みの表示となっております。

（１）の収益的収入及び支出でございます。

収入では、１款ガス事業収益の決算額６億5,492万4,040円でございます。支出では、１款ガス事業費用の決算額６億4,278万662円となりました。各項の内容につきましては、先ほど17ページで説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、１款資本的収入の決算額4,784万6,200円、１項企業債4,000万円、２項工事負担金784

万6,200円は、広域水道部及び長生グリーンラインに伴うガス管移設負担金でございます。

次に支出でございます。１款資本的支出の決算額２億375万491円、１項建設改良費１億8,000万7,315円、２項企業債償還金2,374万3,176円でございます。

なお、収入額が支出額に不足する額１億5,590万4,291円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本金収支調整額で補填をさせていただくものでございます。

次に、３ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

27年４月から28年３月までの１年間のガス事業の経営状況をあらわしたものでございます。収益的収入及び支出を税抜きで表示いたしております。

１営業収益から２の営業費用を引いた額が左側一番下の営業損失となり、321万6,931円でございます。主に暖冬の影響による一般家庭用の減少及び白ガス管からの漏えいによる損失が生じたものでございます。３の営業外収益から４の営業外費用を差し引いて、さらに先ほどの営業損失を差し引いた経常利益は５万5,498円となり、５特別利益を加えた当年度純利益は45万3,323円となります。前年度繰越利益剰余金841万4,419円、その下のその他未処分利益剰余金変動額2,278万9,790円ですが、会計制度改正により、建設改良費の補填財源として使用した建設改良積立金はその他未処分利益剰余金変動額として計上することとされ、当年度未処分利益剰余金は3,165万7,532円でございます。

次に、４ページをお願いします。

剰余金計算書でございます。この計算書は資本金剰余金をあらわしたものでございます。一番下の行に当年度末残高を記載しております。

右側の利益剰余金ですが、建設改良積立金を会計規定により資本的収支不足額の補填に充当したため、合計額では１億6,441万2,372円となります。資本合計では８億4,758万6,303円でございます。

次の５ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書案でございます。

表右側の当年度の未処分利益剰余金ですが、３ページの損益計算書で説明させていただきましたが、3,165万7,532円となります。そのうち、今回、議会の議決による処分額でございますが、会計制度改正により生じましたその他未処分利益剰余金変動額2,278万9,790円は建設改良費の補填財源として充当していることから、資本金への組み入れとする利益の処分とさせていただき、886万7,742円を繰り越しさせていただくものでございます。

次に、６ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状況を明らかにするため、平成28年３月31日時点で保有する全ての資産、負債、資本を総括的にあらわしたものでございます。税込みとなっております。

資産の部では、１の固定資産額と２の流動資産額、現金、預金などを合わせまして、資本合計額が、左下の二重線、16億4,768万7,991円となります。右側になりますが、負債の部では、企業債など負債合計が資本の部

の剰余金など資本合計を合わせまして、右側の一番下の二重線になりますが、負債資本合計が16億4,768万7,991円となります。複式記帳の法則により、双方とも同額となっております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、平成27年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算の内容の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君）　これで認定第７号の内容説明は終わりました。

以上で議案第１号から認定第７号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第６、議案第１号から日程第16、同意第１号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君）　異議なしと認めます。日程第６、議案第１号から日程第16、同意第１号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後１時15分を予定しております。

（午後　０時０３分）

○議長（板倉正勝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時１６分）

◎一般質問

○議長（板倉正勝君）　日程第17、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、お願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は７人です。本日は質問順位１番から３番までといたします。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は、質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は、自席で答弁をします。質問回数の制限はございませんが、一度完結した質問事項は再度質問はできません。制限時間は、原則１人１時間以内といたします。

以上です。

通告順に発言を許します。

◇　和　田　和　夫　君

○議長（板倉正勝君）　初めに、12番、和田和夫君。

〔１２番　和田和夫君質問席〕

○１２番（和田和夫君）　一般質問を行います。

議長の許可を得ましたので、日本共産党の和田和夫です。

一番最初、介護保険制度について伺います。

介護保険制度の福祉用具、住宅改修の負担増についてです。

要支援１、２と要介護１、２を合わせれば、認定された人全体の85％を超えます。高い保険料を強制的に徴収しながら、85％以上の人から保険給付を取り上げるというのは、文字どおりの国家的詐欺の仕組みへ大変質と言うほかありません。高齢者の窓口負担について、75歳以上についても２割負担を段階的に導入する計画が持ち上がりました。第１次安倍政権が廃止し強い批判を受けて、民主党政権時代に復活した生活保護の母子加算を再び切り捨てようという、血も涙もない計画が浮上しております。

昨年、要支援の１、２と認定された人を保険給付から外したのに続き、今度は要支援の１、２と要介護１、２の方が利用する福祉用具及び住宅介護サービスを全額自己負担にすることを国は検討しています。年金暮らしで福祉用具の全額負担は余りにも厳しい。私のような人を家に閉じ込めないでなどと、悲鳴の声が寄せられています。

軽度者の福祉用具、住宅改修の自己負担の増加で、利用をためらい、転倒などで介護が重症化することはあってはならないと考えますが、どのように考えますか。

２つ目は、平成27年度の利用状況と金額はどのような割合になっていますか。

３つ目は、国民年金の方は月４万円から５万円の収入しかありません。極めて大きな影響が出ることは明白です。このことについて、どう考えますか。

４つ目は、国庫負担の引き上げ、低所得者の保険料軽減の財源の確保について、どう取り組んでいきますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　和田議員の介護保険制度についてのご質問ですけれども、国では、介護保険制度の中の要支援１と２、要介護１と２の福祉用具及び住宅改修サービスを全額負担ということで、今検討に入っているというふうには聞いております。聞いておりますけれども、まだそれは結果が出ておりませんので、私のほうからのコメントは差し控えさせていただきます。

そういった中で、要支援及び要介護の１と２の軽度者の平成27年度における利用状況を申し上げますと、福祉用具対応が1,272件で、給付費が1,061万2,300円であります。福祉用具購入費は31件で94万740円、住宅改修は30件で265万1,116円であります。合計で1,420万4,156円となっています。仮にこれらを全額自己負担とした場合は、この金額が利用者の負担増となるわけであります。

国庫負担の引き上げなど、低所得者の保険料軽減の財源の確保についての取り組みについての質問ですけれども、国では、高齢化が進む中で、介護保険制度を維持するため、軽度者の福祉用具貸与、住宅改修の自己負担化や要介護１と２の認定者の訪問介護、通所介護サービスの地域支援事業への移行等が検討されていますが、明確な改正案は示されておりません。改正案が示されましたら、低所得者等に及ぼす影響を見きわめた上で、町として何ができるかを判断していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　和田和夫君。

○１２番（和田和夫君）　今言われたように、給付費は1,420万ということで、全体の割合からすれば、かなり少ないパーセントで、金額だと思います。

先ほど話をしたように、用具が使えなくなると、家族の介護負担がふえるか、本人の行動が抑制されて心身が悪化するおそれが出てきます。そうなると、訪問介護の費用や人材も余計必要になると思います。

また、福祉用具の貸与というのは、今考えても費用対効果が大きいサービスだと考えます。日本ケアマネジメント学会の服部万里子副理事長は、軽度者のサービス切り捨ては、頑張って生きてきた高齢者の人生を今後はお金で買えということ。できない人は、人生そのものを変えられてしまう。介護保険制度の信頼が根本から崩れると指摘をしております。

介護が必要な方の生活を支えるという観点から検討を行うことを強く国に求めていってほしいと思いますが、国の状況が出てからではなくて、今から負担にならないように、国に対してこの福祉用具や住宅の支援を続けるように要請すべきだと考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君）　お答えします。

国への要望の件ということで理解します。和田議員の申された軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、低所得者等の弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制されて重度化が進むという、こういった意見については、22の都道府県の議会、106の市町村から国に意見書として要望が出されているところでございます。町としても要望の機会があれば、こういった要望を出していくことを検討したいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　和田和夫君。

○１２番（和田和夫君）　じゃ、要望をしていくようにお願いをしたいと思います。

２つ目は、障害者の介護保険優先のルールについてであります。

障害のある人が65歳になると、障害福祉から介護保険のサービスに変わることで、サービスが減ったり、負担額がふえたりするケースが各地で相次いでいる実態が障害者団体の調査で明らかになっております。必要なサービスが受けられなくなってしまう突然の変化が障害者を苦しめています。

障害者は障害福祉制度に基づいてサービスを受けています。ところが、65歳以上になると、サービスの枠組みは原則として介護保険制度に切りかえられます。これは自助、共助、公助と言われるように、自らできることをした上で公的サービスが適用されるという国の原則に基づいて、税金で賄われるサービスよりも保険によるサービスのほうが優先されるためです。

しかし、介護保険に変わると健常者と同じ扱いになって、多くの場合、サービスの量が減り、これまでのような障害に応じた手厚い支援は受けられなくなってしまいます。このため、介護サービスが打ち切られたり、回数を減らさざるを得なくなったりする事態が生じます。

全国の障害者の作業所でつくるきょうされんは、今年５月に65歳以上の会員を対象に初めて実態調査をしました。その結果は、家事や介護などの訪問支援を受けていた289人のうち、21％の人がサービスを打ち切られ

たと答えているとのことです。サービスを続けてほしいという声が寄せられていますが、どのように対応していくのかお答えください。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君）　それではお答えします。

65歳以上の障害者が要介護状態または要支援状態となった場合には、介護認定等を受け、介護保険のサービスを受けることができます。その際、障害福祉サービスについては、障害者自立支援法第７条の他の法令との調整規定に基づき、介護保険のサービスが優先的に提供されることになります。これが介護保険優先ルールということになります。

ただし、介護保険の支給限度額の基準の制約から、介護保険サービスのみでは障害固有のニーズに対応できない部分については、経過措置として障害福祉サービスから必要なサービスを上乗せし、提供することもできるようになっていますので、丁寧にかつ適正に対応していきたいと考えますので、ご理解いただきたいと思います。

障害者福祉サービスから介護保険サービスに移行した際の負担額は、社会保険審議会の調べによりますと、平均ですが、767円から7,183円になるということを聞いております。この増額を緩和するために法律の改正があり、平成30年４月より、65歳に至るまでの長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得者の障害者が引き続き障害福祉サービスに相当するサービスを介護保険のサービスでする場合には、障害者の所得状況や障害の程度等の事情を勘案して、利用者負担を障害者福祉制度により軽減を図るということが実施されることが決まっております。

詳細については今後、政令で示されることになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　和田和夫君。

○１２番（和田和夫君）　経過措置として、障害者サービスから必要なサービスを上乗せし、提供することで柔軟に対応するということですけれども、障害者にとっては、１割の負担というのは大変なことです。引き続き国に対して、お金がかからないよう声を上げていくべきだと考えます。

厚生労働省は、介護保険優先原則の結果、問題が起きていることは大きな課題の一つと認識をしているところであります。平成30年までの措置として軽減負担を図るということなんですけれども、全国の知事会などでは、この障害者負担がなくて済むようにという要請をして声を上げていますが、町ではどのようにしていくのか、お答えください。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君）　30年までに町としてどうするかというお話だと思うんですが、障害者のサービスと介護保険サービスを比較した場合、確かにおっしゃるとおり、障害者の福祉サービスのほうが自己負担は少ないです。介護保険はどうしても１割負担が原則となっております。

ただ、比較して言えることは、介護保険サービスのほうが長生管内では非常にサービスの利用者も多く、丁

寧なサービスが行われております。それに引き替え、障害者サービスの事業者は少なく、長生管内でそろわないサービスも多々あるところでございます。

その中で、国からの通達では、その障害者の人が本当に、真にそのサービスが必要かどうか、よく見きわめた中で対応しろということになっておりますので、町としても量的なもの、サービスの内容、そういったものをよく勘案して対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　和田和夫君。

○１２番（和田和夫君）　次に、大きな２番目の道路行政について伺います。

圏央道茂原長南インターについてであります。

圏央道は、都心から半径40キロから60キロの道を環状に伸びる産業道路です。県内の区間は95キロで、工事中の大栄横芝間を除き、８割が開通しています。人と物の流れが円滑になり、地域経済の活性化への貢献が期待されております。茂原方面から長南インターでおりる場合と市原市方面に向かう場合、このように一旦停止の表示があります。このように交差をしない高速道路の入り口はどのくらいあるのでしょうか。

また、高速道路の料金所を過ぎてスピードが上がってきた地点、高速道路の高架を過ぎた地点にならないとこの一旦停止の標識が見えず、交差点の危険性がわかりません。ドライバーを危険から守るために安全対策を要望する考えがあるか伺います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　圏央道茂原長南インターについてのご質問ですけれども、圏央道茂原長南インターは現在、東日本高速道路関東支社東京湾アクアライン管理事務所が維持管理を行っております。管理事務所によれば、茂原長南インターと同様な平面交差のインターは、県内54カ所のうち10カ所存在するとのことであります。

このインターの安全対策については、道路を建設する場合、交通の安全を確保するため、道路を建設する事業主体と交通を管理する警察との間で行う協議が法律で位置づけられておりますので、本インターについても十分な安全対策が協議され、建設されたものと考えておりますので、当面、状況を見ていきたいというふうに思っております。

○議長（板倉正勝君）　和田和夫君。

○１２番（和田和夫君）　今、管理事務所によりますと、平面交差のインターは54カ所中10カ所ということなんですけれども、長南インターの一番近くの同じような場所というのはどこなんでしょうか。

また、安全対策ができているとのお答えですけれども、でき上がったものを利用する立場から対策をとるよう働きかけをしていくべきだと思いますが、どうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君）　先ほどご質問があったとおり、平面交差では衝突等の事故が想定はされますが、現在のところ、先ほど答弁させていただいたとおり、現状を、状況を見る中で、建設当時に道路管理者と通行を管理する警察のもとで施設の整備がされているということを受けておりますので、そのまま状況を見させて

いただきたいと思います。

それと、茂原長南インターと同じようなインターが付近にあるかとの質問ですが、茂原北インター、こちらも一部平面交差によるインターとなっておるところでございます。

○議長（板倉正勝君）　和田和夫君。

○１２番（和田和夫君）　くどいんですけれども、さっき松崎議員も言っていたんですけれども、これは草が多く生えてくると見えなくなっちゃうんですよね。この標識もね。そういうこともありますから、できないということなんですけれども、私は事故が起きないことを願って言っているわけでありますから、それはそれでしようがないと思いますから、次の質問に移ります。

次の質問は、千田から古沢へ向かう千田20号線の道路改良事業について伺います。

千田から古沢へ向かう道路は、東地区やタカラの抜け道となって、道が狭く、カーブが多く、交通量がふえ、事故も起きています。この道路の安全対策をどう進めていくのかお尋ねします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君）　ご質問の町道千田20号線ですが、千田字池谷を起点といたしまして、古沢まで約830メートル、幅員につきましては2.5メートルから5.5メートルの道路でございます。茂原長南インターから古沢へ通じる区間につきましては、屈曲をし、幅員が狭い状況となっております。

交通安全対策をどう進めるかとの質問ですが、かねてより千葉県に要望しておりました坂本地先の町道利根里線と長生グリーンラインとの接続が事業実施に向けて準備が進んでいると聞いております。この事業が完成した際には、千田20号線の交通量が減少すると期待できると考えております。また、道路幅員が狭く、屈曲している区間につきましては、実施計画に基づきまして、危険箇所を優先として局部的な道路整備を実施してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　和田和夫君。

○１２番（和田和夫君）　千田20号線の道路改良は３カ年計画に基づいているということですけれども、早急に改善が必要と思われます。これはいつごろ、３カ年の間にやればいいというものではなくて、いつごろまでに終わると考えておるでしょうか。

それと、長生グリーンラインとの接続のことが出て、県との話し合いがされているということですが、それは、どのような内容で、いつごろまでに開通するのか、お答えください。お願いします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君）　まず、千田20号線の実施計画でございますが、まず、道路計画に入る前に地籍調査による用地の境界立ち会いを来年度予定しておるところでございます。それに基づきまして、道路の建設等につきましては、必要な用地を買収し、局部的な工事へと移っていくところでございまして、いつまでに完成ということにつきましては、まだ今ここでは申し上げられません。

また、長生グリーンラインの接続についてなんですが、これにつきましては、現在、長生グリーンラインは、

圏央道茂原長南インターから町道利根里線の交差点を含む茂原大多喜線までの約４キロについて、平成31年度までに開通をするよう建設が行われております。ご質問でありました長生グリーンラインと町道利根里線との接続のインターについては、現在、設計が完了したところであり、今後、用地買収を行いまして、平成31年度までに開通ができるよう整備を進めるということで、事業主体の千葉県から聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　和田和夫君。

○１２番（和田和夫君）　千田20号線なんですけれども、いつごろまでにというお答えされなかったんですけれども、用地買収をして、危険な箇所が幾らかでも緩和できるようにしてくれるとのことですので、できるだけ早くつくっていただけるようにお願いをいたしまして、私の質問を終わらせます。ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君）　これで12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては２時５分を予定しております。

（午後　１時５０分）

○議長（板倉正勝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時０６分）

◇　御園生　　明　君

○議長（板倉正勝君）　次に、２番、御園生　明君。

〔２番　御園生　明君質問席〕

○２番（御園生　明君）　それでは、２番議席の御園生でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、観光物産センターの建設事業について伺いたいと思います。

昨年度作成した長南町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、観光客に町の魅力をアピールし活性化するために、圏央道茂原長南インター近郊に商工会館、観光案内所、特産物の販売を行う複合施設である観光物産センター建設事業が実施目標を平成31年として掲げられています。現在、本町には核となる施設が未整備であり、圏央道が開通してもその波及効果を享受できずにいるため、私は残念に思っております。

この観光物産センターが町活性化の起爆剤で、必要不可欠な施設と考えております。本センターの整備により、観光客等に町の産業や歴史などの魅力を広くアピールするとともに、生産者に元気を与えて町の活力を取り戻すことができます。また、名所旧跡をめぐる観光ルートの拠点として活用することもできます。

そこで伺います。観光物産センター建設事業は、平成28年度実施計画で、本年度から平成30年度までを検討期間、そして総合戦略では平成31年を実施目標としております。この建設において、町商工会等の事業連携方法も含めて、どのような整備手法を念頭に置いているのか。また、事業のスケジュールや建設予定地はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　御園生議員から観光物産センターの関係のご質問ですけれども、観光物産センターの建設事業につきましては、今お話がありましたように、地方創生総合戦略の中で、圏央道茂原長南インターチェンジ近郊に商工会館、観光案内所に併設する形で、観光客に町の魅力を積極的に発信し、町特産品の販売を行う施設として計画しているものであります。

このセンターの規模、内容等については今後検討することとなりますけれども、私としては、観光客中心の物産センターよりも、住民をはじめ、より多くの方々に利用してもらえる直売所を設けたらどうかというふうに考えています。今後、耐震化に問題のある公民館の建てかえに伴います福祉機能、文化機能を備えた複合施設の建設も考えておりますので、その複合施設、総合戦略の中ではふれあい交流センターというふうに位置づけておりますけれども、その施設に併設してはどうかというふうに思っております。

これは、総合戦略の見直しという一つの事務手続も必要なわけなんですけれども、そういったような思いもありますので、いずれにいたしましても、今後議論を重ねて、地域の活性化、あるいは町の発展につながる施設をつくっていきたいと、そのように考えているところであります。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　御園生　明君。

○２番（御園生　明君）　ただいま検討するということでございますけれども、町長のお考えの中では、観光客中心よりも住民本位の施設にしていきたいという考えでございます。

皆さんもご承知のとおり、2020年、平成32年には東京オリンピックが開催されます。千葉県においても幕張メッセで競技の開催が決定されております。そして、近隣の一宮町ではサーフィンの開催が正式に決定される見通しと報道されております。オリンピックが開催されれば、当然、大会関係者や多くの国内外の観戦者、観光客が千葉県や一宮町へ訪れることが予想され、地域経済が潤うとともに、地域の活性化や発展も期待されます。

また、道路整備も進んでおり、長生グリーンラインは平成31年には県道茂原大多喜線までの供用が予定され、圏央道では茂原長柄スマートインターの整備が進められ、この道路整備により、人、物の流れが大きく変化することが予想されます。

このように、長南町をとりまく社会・道路環境が変化する中で、オリンピックや外国人観光客による経済効果を着実に長南町に取り込む施策が必要と考えます。この機会を確実に捉えて、観光客などを呼び込み、町を活性化するためにも特定財源等を確保して、オリンピック開催等に合わせるべきだと考えております。必要なときには大胆かつ早急な決断が必要ではないかと私は考えておりますが、そこで再度伺いたいと思いますが、本町の活性化のためにも、職員の英知を結集して、最適な整備手法を選択して、早急にこの施設の建設を事業化すべきと考えますが、いかがか、再度伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　先ほど公民館の耐震化の問題、お話ししましたけれども、やはり公共施設の耐震化は何にもまして優先されるべきものだというふうに思っております。公民館だけでなく、庁舎もそうであります。ですけれども、今回は小学校の統合を優先させていただいたということでありますので、公共施設の耐震化は

次に手を打っていきたいというふうに思っています。

そういった中で、先ほどオリンピックの話がありましたけれども、この複合施設に先ほど申し上げました直売所をつくることについては、本町にはスーパーがありません。大型商業施設がありません。私も就任してから、いろいろなところに、企業、業者に話を持っていきましたけれども、なかなか先が見えません。恐らく、今も通っていますけれども、だめだと思います。ですので、何とかスーパーを兼ねた直売所をつくっていければというような思いで今います。もちろんこれは行政が実施するわけではなくて、施設は公設になりますけれども、経営は民間に委ねていければというような思いでいます。

そういった中で、ここに観光客を呼び込むことができるかいうことは、それはやりようでありまして、観光案内、そういったものを含めた総合的な直売所にしていければいいのかなというふうに思っています。

いずれにしましても、今、長南町は、先ほど申し上げましたように拠点がないわけでありますので、そういう町民の皆様、あるいは近隣の住民の方々が集える場所を何とか拠点にして、そういったような物を売っていければいいのかなというふうに思っております。

観光物産センターについては、総合戦略の中にもありますので、これはこれでまた議論はさせていただきますけれども、商工会との兼ね合い、あるいは観光客を中心とした観光物産センターが本当にうまく運営できるかどうかということもちょっと疑問視していますので、そういった面で、あらゆる観点から、２カ所つくることはできませんので、あらゆる観点から早急に組織としての結論を出して、できるだけ早い時期にこれは着手できればというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　御園生　明君。

○２番（御園生　明君）　ただいま町長も庁舎、公民館の整備があると、そういう中で、考えていかなくてはならないということなんですけれども、長南インター周辺の整備につきましては、今、見ている中では、やはり手がつけられていないという状況でありますので、やはりこのインター周辺整備に取り組んでいただきまして、この事業を早期に事業化されることを要望したいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

郷土の偉人記念館整備事業でございますが、これは東京家政大学の創立者である渡邉辰五郎氏の記念館を生家跡に整備するものですが、総合戦略の新規事業として実施計画に掲げられて事業化し、今年度から国の交付金を活用して、基本構想などの策定に着手しております。今後は、コミュニティー施設や外国人観光客の誘致に必要な交流拠点整備など、支援の対象となる新たな地方創生交付金を活用して事業を進めていくと思います。教育の町として、この町の偉人に焦点を定めて、本町の活性化に取り組むことは有効と思います。

しかし、私は現在計画されている場所では、整備はしたが来館者が少ない、このような結果になるのではないかと危惧しております。これはランニングコストもかかり、経済効果が見込めないと思います。やはり集客施設を整備するには、立地条件、道路条件、周辺環境が大きな要素となります。それには、先ほど質問したように、圏央道の波及効果を享受できる場所、交通の利便性が高い場所、外国人旅行者を含む観光客の集客が見込める場所等、これらの条件を備えた場所に整備することが私は肝要ではないかと考えます。

そこで伺います。渡邉辰五郎記念館と、先ほど言いました観光物産センター事業費の縮減を図るとともに、

より多くの観光客を呼び込み、町を活性化するためには、計画されている観光物産センターと郷土の偉人館を同一場所に整備し、充実した複合施設として相乗効果を上げるべきと考えますが、いかがか伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小髙憲二君。

○教育長（小髙憲二君）　御園生議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

郷土の偉人、渡邉辰五郎の記念館事業につきましては、長南町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられており、地方創生加速化交付金という平成27年度の国の事業において、（仮称）渡邉辰五郎記念館基本構想策定委託料につきまして、国からの採択を受け、平成28年度に繰り越しさせていただいたものでございます。現在、策定業務を委託し、設置した基本構想検討委員会の中で協議検討しながら進めさせていただいております。

場所等の問題についてのご質問かと思いますが、渡邉辰五郎生誕地跡に記念館を建設するということは、宿場町の風情を残す長南の町なかを観光資源として活用するための中核にするというような意味もございます。長南町なかの渡邉辰五郎生誕地を有効活用するために、生誕地に記念館を建設して、東京家政大学との交流の場の拠点として、また町民の憩いの場として、どのような施設を、どのような形で、どのように運営していったらよいかなど、今後検討して、まず長南町なかの活性化を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（板倉正勝君）　御園生　明君。

○２番（御園生　明君）　ただいまは、町なかと生誕の地、町なかでございますけれども、活性化していきたいという考えでございますけれども、やはり先ほども言いましたけれども、集客の見込める場所ということになりますと、先ほども言いましたけれども、条件があるということなんですが、町の整備予定地では、まず町なか、生誕の地では、交通の利便性が低い、また予定地への連絡道路はインターチェンジから歩道が整備されなく、車道幅員がさほど広くない道路でございます。まして、大型バスの駐車場の場所も大きな面積が必要でありますし、出入りのために交通の妨げになることが予想されます。

次に、用地関係でありますけれども、多くの観光客を誘致するには広い駐車場用地が必要となるということでございまして、当然、建築面積を考慮すると、難しいのではないかと考えます。本町の財政規模では、事業費の削減を図り、多くの来館者、観光客を集めて費用対効果を上げることが肝要ではないかと考えますけれども、それと教育の町を掲げて取り組んでいくならば、跡地活用を検討している長南小学校を、東京家政大学の、例でございますけれども、セミナーハウスとして活用すべきかなと、活用してもいいんじゃないかなと考えます。ここを本町教育の核として位置づけて、学生や社会人の研修の場、また町民の知識向上と学生との交流の場とし、このセミナーハウス誘致により多くの職員や学生等が本町を来訪することが予想されますので、町中心部においても波及効果が出てくるのではないかなと考えます。

また、集客施設になりますと、観光物産センターとセミナーハウスが直線で結ばれ、さらなる経済効果も予想されます。これらを踏まえて考えますと、やはり観光物産センターと郷土の偉人、辰五郎記念館を一つの場所、同一敷地内に複合施設として整備すべきではないかと私は考えますけれども、再度伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　今いろいろとお話がありましたけれども、まず、生誕地に記念館をつくることについては、当然のごとく、家政大学のほうも、辰五郎先生の生誕地に何とか記念となるものを残したいという思いもあって、また行政のほうも、ちょっと衰退が見受けられるシャッター通りが多くなってきている町なかに何とか活路を見出すというか、活性化をさせるために、町の拠点施設が必要ではないかと。そういう思いの中で、あそこに記念館をつくって、地域の活性化、町なかの活性化を図ろうということで考えているところであります。

ご案内のように、これから東京家政大学との交流が盛んになれば、当然手狭になってくるのではないかという心配もあります。ありますけれども、跡地活用について、家政大学のセミナーハウスとして使うかどうかは相手次第でありまして、今のところ、そういった話は間接的にしているんですけれども、なかなか反応してくれないという部分があります。ですので、恐らく無理なのかなというふうに思っておりまして、また跡地活用は跡地活用でしっかりと議論をしていくべきではないかというふうに思っています。

それから、記念館に観光センターを設けて、そこでどんどん観光客を集めたらどうかというお話ですけれども、この記念館の基本構想検討委員会ですか、そういったところにお願いしているんですけれども、とにかくこの記念館をつくって、記念館に何かそういう、食堂でもいいし、喫茶店でもいいし、あるいは観光物産センターでもいいんですけれども、とにかく利益が上がるようなものを計画していただきたいという話をしています。というのは、そこで利益を得たその収益で、その記念館の維持管理に充てていければというふうな思いでいます。ですので、今、検討委員会のほうには、そういう収益の上がる何かを考えていただきたいという話はしています。

とにかく今後、その記念館に大勢の方が来た場合の駐車場という問題も確かにあります。町なかに空き地もありますので、そういった所を駐車場として確保することも一つの案としてあるわけでありまして、とにかく長南町に来た方々に、記念館だけではなくて、町なかも散策してもらうということも一つの考え方としてあるのかなというふうに思っておりますので、今計画しております生誕地に建設することで考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　御園生　明君。

○２番（御園生　明君）　町の考え方はわかりました。私の考え方につきましても理解していただいたと思います。この検討委員会で検討していくということでございますので、さらなる検討をしていただいて、町民から町が元気になったと喜ばれるような事業となることを要望いたしまして終わります。

次の質問に入ります。

次に、行政改革について質問させていただきます。

皆さんもご承知のとおり、我が国の人口は少子高齢化の進展とともに減少しているため、国を挙げて地方創生に取り組んでいるところでございます。本町も人口減少が進み、８月１日現在では8,465人となっております。本年度から積極的に総合戦略の施策に取り組んでも、人口減少はとめることが難しく、本町は2040年の人

口目標を5,500人としています。このような状況の中では、ますます税収が落ち込み、財源が逼迫する上、職員数も減少して、住民サービスを維持することが困難と予想されます。

私は、住民サービスを維持するためには、機構のスリム化と民間企業等の活用によるさらなる行政改革を進める必要があると考えます。現在、多くの自治体では、住民サービスの向上と自治体の負担軽減を図るため、一部の公共施設の運営管理を民間の事業者に代行させる指定管理者制度を導入して、それなりの効果を上げていると伺っています。

皆さんもご承知のとおり、従来はスポーツ施設や文化施設等の管理方法は管理委託制度でしたが、2003年の地方自治法の改正により、これらの施設の管理運営に民間等のノウハウを導入して効率化を目指す指定管理者制度に移行しました。国の調査によりますと、平成27年４月１日時点では、市町村での指定管理者制度による施設管理数は６万1,967施設に上るとのことです。私は、将来における町財政や職員数及び住民サービスを考慮しますと、この制度を導入して、住民サービスの低下防止と町負担の軽減に努めていくべきではないかと考えております。

そこで伺いたいと思いますが、利用者の利便性の向上と町の経費削減を図るため、町が所管している笠森霊園や海洋センター等の管理運営に民間等のノウハウを活用できる指定管理者制度を導入すべきではないか、伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　機構改革についてのご質問です。確かに行財政改革の一環としての指定管理者制度の採用、これは私も基本的には賛成であります。ただ、それを実際に制度を導入するかどうかについては、個々具体的にまた検討が必要ではないのかなというふうに思っております。

ご質問の笠森霊園ですけれども、霊園事業の業務といたしましては、墓所管理料の徴収及び埋葬・会葬手続等の墓地管理業務と施設の維持管理業務を主に行っております。墓地管理業務では、法律に基づく埋蔵証明書や会葬許可書の発行があり、また、墓所使用者の個人情報の取り扱いなどの問題もありますので、指定管理者制度になじむかどうかは、いま一度検討が必要だというふうに考えております。

そういった中で、この笠森霊園事業については、経費削減策も行っておりまして、26年度より正規職員２名を１名に減らしたところであります。

それから、海洋センターにつきましては、野球場、テニスコート、ゲートボール場、陸上競技場、体育館及びＢ＆Ｇプールを所管しておりますけれども、来年度の統合小学校開校に伴いまして、体育館や陸上競技場、プールについては小・中学校による使用頻度も高くなるというふうに考えられるところであります。そのようなことから、指定管理者制度については、導入に当たってのメリット、デメリットをもう一度整理した中で、判断してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　御園生　明君。

○２番（御園生　明君）　ただいまの答弁の中で検討していくということでございますけれども、当然メリット、デメリットが出てまいります。その辺を十分検討していただき、住民サービスが低下しないようにするために

も、やはりメリットのほうが大きい場合には、この制度の導入を検討していただきたいということを要望して終わります。

続いて、次の質問に入ります。

４番目でございますけれども、先ほどもお話ししましたけれども、長南町の人口が減少する中で、将来を見据えた機構のスリム化も図っていかなければならないと私は強く感じております。町が指定管理者制度を実施したとしても、将来、それだけでは現在同様な住民サービスを維持していことが難しくなります。私は、財政が厳しくなっても、行政の目的である住民福祉、住民サービスを低下させるべきではないと強く思っております。そのためにも今から将来に向けて行政改革に取り組むべきだと考えます。

第１番目に大事な点では、財政が厳しいとの理由で住民に負担を強いるのではなく、まず行政が身を切ることではないかと考えます。それには、効率的な事務執行ができる機構の構築、人口に見合う適正な職員数の確保、特別職等の給与削減等が考えられます。また、議会においても同様と考えます。そのような中で、職員の能力アップを図ることにより、ある程度の削減も視野に入れるべきであります。そして人口減少が進み、職員数もあわせて減らしていく中で、機構改革も避けて通れません。

このような中で、現在、地方自治法で置くことができるとなっている副町長職は、人口減少をたどる本町に本当に必要なのでしょうか。副町長は町長を補佐し、職員の事務を監督するなどの職務を担っておりますが、職員の能力アップ、つまり、優秀な職員及び幹部を育成することにより、この職を補うことが可能となり、あわせて人件費の削減につながると私は思っております。私が調べたところ、副町長を置かない自治体も結構あります。小規模な自治体では、職員が副町長に頼り過ぎて能力アップが図れない、事務処理が遅れるなど、事務上の課題も生じているようです。

そこで伺いたいと思います。将来を見据えた中で、業務のスピードアップと効率化及び職員の能力向上、そして人件費の削減を図る機構のスリム化のため、副町長職を置かなくても対応できるのではないかと、そのような考えでおりますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　機構のスリム化について、今、御園生議員からいろいろとお話があったところであります。先ほどから人口についてのお話がありましたけれども、ご案内のとおり、国勢調査のたび、５年間で現在、850人前後の人口減少となっております。このまま推移しますと、10年で1,700人、20年で3,400人減少することになります。ですので、20年後には4,000人台になってしまうおそれがあります。それを食いとめるために、総合戦略で人口ビジョンをつくっているところでありますけれども、今のままでいくと、こういうふうになってしまうということであります。

加えて、高齢化率も高くなってまいります。そうしますと、先ほどからお話がありましたように、財政規模も縮小し、現在の行政サービス水準を維持していくのも大変だということになります。その上、行政区域が広い本町は、行政効率が非常に悪いわけですから、健全財政を堅持していくには、あらゆる分野の歳出抑制を図っていかなければならないと思っております。そうした中で、人件費も例外ではなく、今、退職者補充で職員を採用しますと、40年は身分保障をしていかなければなりませんので、職員採用を含めた人事管理については、

将来を見据えて、しっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

特別職においても例外ではないと思っておりまして、ご質問の件についても選択肢の一つとして考えられるところであります。今後の人口動態、事務事業量、財政規模等を勘案しながら、適切に判断していくべきものというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　御園生　明君。

○２番（御園生　明君）　これからの質問は、副町長に伺ってまいります。

私も今すぐとは言っておりません。今後、人口減少が進み、行政規模が縮小した場合、考えていかなくてはならないと考えております。副町長を置かないことにより、デメリットもあると思いますが、メリットも多いと考えます。

そこで伺いますが、当事者の副町長は、副町長の責務及び置かないことをどのように考えるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

副町長、麻生由雄君。

○副町長（麻生由雄君）　副町長を置かないと、デメリットはどういったものがあるかということだと思います。

私も副町長３年目になるんですけれども、副町長がいなかったらどうなるのかというのは、正直、町長の補佐役ということで今まで仕事をさせていただいておりました。先ほど町長がおっしゃったとおり、人口が少なくなって、4,000人あるいは5,000人になったときに、行革の中で一緒に機構改革、以前は収入役さんという役職もございました。当然そういった中で、これから先、副町長という職は考えていかなくてはならないものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　御園生　明君。

○２番（御園生　明君）　人口減少が進んでいくならば、当然、副町長を置かなくても対応できる体制をとるべきではないかと私は考えます。その中で、先ほど副町長の責務を伺いたいと言いましたけれども、副町長の責務、職務としては、町長と職員の意思疎通が図れるよう環境整備を図り、職員の指導、スキルアップに努めることが重要ではないかと考えております。しかしながら、残念なことに、副町長の立場である方が、職員に対しモラルの低い言葉や品位に欠ける言動を私は耳にしております。職員も萎縮しているとのことでございますが、職員の育成を副町長はどのように考えているのか伺いたいと。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

副町長、麻生由雄君。

○副町長（麻生由雄君）　今お話がありましたけれども、平たく言うと、職員をいじめているのではないかというような言い方に私は聞こえましたけれども、先ほどおっしゃっていただいたとおり、職員の指導ですとか、仕事が円滑に進むようにというのが私の立場だというふうに考えております。

今すぐ副町長は要らないんだということであれば、その辺はまた考えなくてはいけないことだと思います。今おっしゃっていることは、私自身のことをおっしゃっているのか、あるいは将来、副町長は要らないんだと

いうことをおっしゃっているのか、その辺がよく私にはまだ理解できておりませんけれども、そういったようなことであれば、お聞かせをいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　御園生　明君。

○２番（御園生　明君）　今すぐということは、先ほども言いましたが、考えておりませんが、将来、人口がどんどん減っていく中では、もう当然考えていかなくてはいけないことではないかということで、考えていることでございます。

続いて、次の質問に再度入らせていただきますが、副町長の責務を伺いましたけれども、副町長は町長の補佐役ということでございますけれども、さきに町長が推進したタイケン学園の関係でございますけれども、私もちまたで聞いた内容は、余りよくないことを聞きました。言われているのは、内容については知りません。課長と町長がやっていることですから、また、なくなってよかったとか、そういうことを聞きましたけれども、このような発言を耳にいたしますと、町長を……

○議長（板倉正勝君）　御園生　明君に通告。今、質問以外のことを質問していますよ。

○２番（御園生　明君）　はい。このタイケン学園の関係で副町長の立場としてどのような役割を担ったのか伺いたいという質問なんですが。

〔「だめだよ」と言う人あり〕

○２番（御園生　明君）　わかりました。じゃ、この質問は取り下げます。

それでは、最後に、副町長の職は、私は、町長を補佐するのが職務であり、組織を十分活用して、情報収集に努め、町政運営に全力で取り組んでいただきたいということ、また、私としては、やはり特別職につきましては、自治法で置くことができますが、人口が減少していく中で、福祉の向上を図る上で、人件費を削減し、例えばですけれども、給食費の無料化、デマンドの無料化などにそういう経費を充当していくのも一つの考え方としてあるのではないかと。将来を見据えた機構改革に取り組んでいただきたいと。町の発展のため、活力ある町づくりのために、職員の能力を十分発揮できる体制づくりを取り組んでいただきたいということを要望して、終わります。

○議長（板倉正勝君）　これで、２番、御園生　明君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては３時５分を予定しております。

（午後　２時５２分）

○議長（板倉正勝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時０６分）

◇　加　藤　喜　男　君

○議長（板倉正勝君）　次に、９番、加藤喜男君。

〔９番　加藤喜男君質問席〕

○９番（加藤喜男君）　９番の加藤喜男でございます。議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきま

す。

はじめに、小学校跡地活用検討委員会等についてということで伺います。

町長は、７月１日付で長南町立小学校跡地活用検討委員会を立ち上げ、町のホームページで７月４日付で公募委員の募集を周知されたようでございます。当然のことながら、要綱設置の委員会ですから、議会は関与いたしておりません。

また、この要綱には、４人の議員の参加を考えたようで、６月議会終了後に執行部より４人の選出を要望されました。このときは、参加に反対の意見もございまして、決まりませんでしたが、８月２日の我々議員の研修会の帰りのバスの中で、議長より執行部の意向が伝えられまして、バスの中で協議、採決の結果、２名をとりあえず選出する運びとなりました。

来年から、空き校舎等の管理活用につきましては、執行部としても速やかなる検討が必要であることは当然のことであると思いますが、今回の要綱による委員会は、１回目が先月25日に開催されたようですが、要綱の内容を拝見いたしますと、この委員会には、会長、副会長、場合によっては委員長、副委員長を置き、町から跡地の活用方策に関して検討の要請を行い、20名以内の委員を集めて検討を協議し、話し合って、町長に報告、答申、いろいろありますが、するもので、この会は、明らかに地方自治法第138条の４第３項、普通地方公共団体では、法律又は条例の定めるところにより、附属機関として審査会、審議会、調査会、その他調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができるという条項がございますが、これが適用できる委員会ではないかと思います。遅滞なく議会の議決を経まして、条例による附属機関として委員には委嘱状を交付し、報酬、報償ではなく報酬を支払うことが適当ではないかと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君）　それでは、加藤議員のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、長南町立小学校跡地活用検討委員会は、町民の皆さんを中心とした委員で構成されまして、地域の皆さんのご意見を参考としつつ、可能な限り尊重して取り入れるために協議検討していくことを目的として設置しております。

本検討委員会と町執行部の関係性からしますと、検討委員会からのご意見は、活用方法決定に当たっての判断材料として活用させていただくということで、検討委員会そのものには決定権はございませんので、地方自治法第138条の４第３項に言うところの、審査ないし諮問を行うための附属機関に該当しないという解釈のもと、附属機関に準ずる機関、いわゆる町長としての私的諮問機関として今回は要綱により設置をさせていただいたところでございます。

しかしながら、この類似案件における近年の判例及び法解釈を見ますと、要綱等により設置されたこのような附属機関に準ずる機関は、附属機関に該当し、条例により設置すべき下級審の裁判例が複数出てきている点や執行機関の補助職員以外の外部の者が委員あるいは構成員として加わり、組織の体をなしておって、さらに組織としての意思として、答申、提言、報告等を行う合議体は附属属機関として条例上の位置づけにしなければならないと変遷しつつあります。

したがって、この本検討委員会の解釈につきましては、改めまして、この地方自治法138条の４第３項に規

定する条例に位置づけされる附属機関であるのかをよく整理いたしまして、類似団体の動向を精査しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　加藤喜男君。

○９番（加藤喜男君）　十分検討いたしてくれるということでありますが、１回開こうが、１年開こうが、回数に関係なく、その内容が条例に合致すれば、これはもう立派な附属機関であるということはいろいろなところで聞いております。

ちょっとその辺もよく考えていかなくてはいけないとは思いますけれども、今、町民から幅広く意見をお聞きするということですが、意見を聞く手段としましては、今回、法律に基づく附属機関、あとありました私的諮問機関がどういうあれかわかりませんが、この大体２つがあると思います。

今、話題にしておる附属機関につきましては、先ほどのとおり、地方自治法により設置する機関であり、条例で議会の議決を経て設置し、委嘱された委員は、非常勤の特別職であり、委員には報酬を支払うというもので、その委員会には検討・協議依頼の諮問項目を示し、会長及び副会長、委員長、副委員長を配置し、今、合議でないと言いましたけれども、合議の上で、依頼元に対し、提言、答申、意見、建議、報告などという形で報告すれば、これは立派な附属機関であると。

この機関が最終的な意志決定を行う機関であってもなくても、答申の内容について、それを採用する、採用しないは町長の裁量の範囲ですから、自分はこういう答申を欲しいということで、何か特別にそういうニュアンスの委員会をつくれば、それは話が違いますけれども、どういう意見がそこでまとまろうが、それを採用する、採用しないは、これは町長の裁量の一つだというふうに思っています。

では、一方、私的諮問機関ですが、規則や要綱により設置する機関でしょう。いろいろ見てみますと、懇談会とか、懇親会とか、そういう附属機関に紛らわしい名前を使わないで、諮問の内容を示し、各集めた委員さんに町長がお示しする意見を聞き、町政運営の参考にするんだと。合議による提言はなく、せんだって行いました町長と語る会、そういう会が近いものであるのだと思います。

まとめる必要もなく、意見を聞いてお帰りになる暁には、報償費とか謝金という名目か、洗剤の一箱でも配って、ありがとうございましたということでお帰りいただいて、そこで第三者の意見は十分聞いたと。あとはそれをどういうように使うかは、また集めた人たちの自由であるということでもありますから、このような私的諮問機関の感じで、町長が幾ら集めても一向に構いませんので、そこで町長のシンクタンクというような形でやってもらうのがいいのかなと。

それで、正式な附属機関となったとしても、幾つかの問題があるというふうに思っています。

まず、この附属機関が執行部の判断を追認する御用機関ではないかとか、執行機関の責任を転嫁するための隠れみのではないかとか、住民の意見を聞いたという実績をつくり、議会審議を先取りし、議会を形骸化させるものではないかというふうに言われています。

先ほども課長のほうから話がありましたが、近年、要綱による委員会が、いわゆる住民監査請求により、条例に基づかない公金の支出は違法であると判断されるケースが先ほどのとおり出ておって、ほとんど出たものは違法であるというふうに判断されております。

このような事例は日本国中ありますけれども、橋下徹知事で有名になった大阪府でも、大阪府のエネルギー戦略会議というのが府の議会を議決せずにつくり、これが問題となって委員報酬は出せなかったということで、委員は自腹で集まってもらったと、とりあえずですね。余りにも規模の異なる自治体なんですが、基本的な問題は変わりはない。公金の返還を求める訴訟も相次ぎ、自治体の敗訴が続いているというのが現状のようであります。そういうことをよく、十分ご承知でございますので、また十分判断をしてもらって検討してもらいたいと思います。

蛇足でありますが、渡邉辰五郎の関係の委員会を、これもまた要綱でつくってございます。これはネットでは見ることはできませんでしたから、どこかから入手しましたけれども、この内容も推して知るべしで、ほとんど同じことです。これも正式な附属機関として、議会を通して、議会の判断を仰いでやってもらわないと、法律に違反しているということを言われて、報償費5,200円かな、源泉徴収もしていますけれども、不法な公金の支払いであるということになりかねませんので、よろしくご検討のほどお願いしたいと思います。

次に移りまして、②ですが、各委員会への議員の参加についてということで一言お聞きをします。

今回に限らず、執行部の委員会には議員が多く参加しており、今回の跡地の検討委員会の要項でも第３条第１項第２号に明確に議員枠を組み込んでいます。町長は、平成26年の第２回定例会で私の質問に対し、附属機関の目的によっては、議会を代表する議員の皆さん、議員全部ではなく一部の議員ですが、議員の皆さんに委員になってもらうことは必要だと回答していますが、そのお考えにお変わりがないか、再度お聞きします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　ただいまご質問のありました、議員さんを附属機関の構成員として加わることについては、その目的によっては必要なことだと今でも思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　加藤喜男君。

○９番（加藤喜男君）　お考えはお変わりにならないということで、了解をいたしました。

そこで、いろいろ調べてみますと、例ですが、附属機関等への議員の派遣については、近年になり、委員への就任の制限をする議会がだんだん出てきまして、この就任の制限については、議会は議会の問題として議会で協議を進めるべきですが、例えば本町とゆかりの深い宮城県の山元町議会では、附属機関等は執行機関の諮問的な性格を有することから、政策立案の過程に議員も参加することとなり、執行機能を一部なすものであるので、執行機関と議決機関の機能及び権限の分立の趣旨からかんがみれば、議員が審議会と附属機関等への委員に就任することは適当でないとし、平成19年に執行機関の附属機関等への委員への就任を制限する決議をしています。

また、近くでは、法令等の定めがある場合を除き、議員は委員として参加しないということで、印旛郡の栄町議会でも平成14年に就任の制限を決議しています。

本町の昔の話を聞きますと、執行部がつくる委員会、諮問機関になぜ議員を参加させないんだというような、逆になぜ議員が入らないんだというような意見が議会側から昔はあり、議員を入れることは当然であるというような慣例ができていたのではないかと聞きますが、あり得る話かなということで思っています。

このように執行部が組織する附属機関に議会の立場を明確にすることは、議会としての重要なことであり、議長には、議員同士の勉強や協議の場が必要であると思いますことから、この件も加えて協議の場の確保をお願いするものでございます。

ちょっと長くなりますけれども、前町長の時代に教育委員会部局にこんな委員会がありました。平成22年５月から平成24年１月までの要綱による長南町学校規模適正検討委員会と平成24年７月から平成25年９月までの条例による長南町学校適正配置検討委員会ですが、平成22年の要綱で設置した長南町学校規模適正検討委員会は、学校の規模及び配置の適正に関する基本的な考え方、具体的な方策を検討し、教育委員会に提言するもので委員長、副委員長を置く、紛れもない地方自治法による附属機関の要件を満たすものでしたので、平成23年の議会で指摘させていただきましたが、次の長南町学校適正配置検討委員会では、さきの長南町学校規模適正委員会と全く同じ構成でありましたが、これは条例で設置されました。

今から考えるとおかしな話なんですが、平成22年からの学校規模適正検討委員会では、議員枠とはうたっていないものの、ふたをあけてみれば、学識経験者枠に１人の議員が名を連ね、なおかつその議員が執行部の諮問機関であるこの機関の委員長におさまっている。さらに、提言書を受けるべき教育委員長が学識経験者としてこの委員会に名を連ねており、この委員会の委員である教育委員長にこの委員会から提言がなされるという、全くしっちゃかめっちゃかな、言ってみれば御用委員会になっていたというわけであります。

この後に条例で立ち上げました学校適正配置検討委員会でも、議員の「ぎ」の字も全くないのに、あけてみれば、議員は学識経験者であるのかどうかわかりませんけれども、学識経験者枠で４議員、地域代表で１名、計５人の議員が委員になり、議員報酬のほかに報酬をもらう結果になってしまいました。さらに執行部の諮問機関であるにもかかわらず、委員長にはまた前委員会と同じく、同じ議員が祭り上げられまして、全くの御用委員会になっていると。私とすれば、何か変だなと。だまされたかなという、条例ではできましたけれども、そんな感じでございました。今回の学校跡地検討委員会も似たようなものなのかなということで、危惧をいたしておるところでございます。

次に、３番目ですが、女性の参加割合についてということで質問します。

近年、女性の委員会等への参加が注目されています。本町では、平成17年制定の長南町附属機関等の設置及び運営等に関する指針によりますと、20％程度の女性を登用するとしています。今回のこの跡地の検討委員会では約25％の登用になるようですが、昨今では、35だとか、40だとか、下手すると半分ぐらい女性というような自治体もございます。私は35％程度ぐらいがどうなのかなということで考えておりますが、今回の定員が22ですと、七、八人女性がいなくちゃいけないというような計算が成り立ちますが、女性の委員への登用について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　各種委員会への女性の参加割合については、今、加藤議員のほうからお話があったように指針を設けておりまして、一附属機関につき20％以上とするよう努力目標を掲げているところであります。そういった中、各附属機関等の委員の選任には、特定の職にある者、専門的な知識・経験を有する者、公募による者、あるいは地域からの推薦による者などを人選して委嘱をしているのが現状であります。特に地域から

の推薦によるケースでは、男性委員だけの構成となっているものもあります。女性の登用は低いように思いますけれども、最近の委員委嘱に当たっては、できるだけ女性を多く入れるよう指示をしているところであります。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　加藤喜男君。

○９番（加藤喜男君）　ありがとうございました。前向きにご検討いただければ結構です。

今の関係は、跡地活用検討委員会についてお聞きしてきたわけですけれども、このことについてですが、委員会を開くなというわけではなくて、どんどん開いて結構ですから、正式なルートにのっとって、附属機関をつくっていただきたいという要望でございました。

次にまいります。空き校舎等の維持管理費について伺います。

今後発生する空き校舎、校庭の関係でございますけれども、利用しても廃屋にしてもいいんですが、速やかに検討する必要があると思います。いずれにしましても、ある期間は維持をしなくてはいけないという状況なのでしょうかね。

町長は、さきの町長と語る会の、どこの地区か覚えていませんが、４校の校舎・校庭の維持管理は、定期清掃や草刈り、巡回警備等で概算年額560万円、光熱水費及び浄化槽等管理保守で概算年間400万円程度で合計年間約1,000万円がかかると、たしか話されていたと思います。近隣には並行して、転用先が決まらないということで、空き校舎の管理をしている自治体もあるわけなんですが、聞くところによりますと、年額で電気料が15万6,000円、水道料が７万9,000円、除草業務・草刈り業務等が３万3,000円、清掃業務委託が８万4,000円、浄化槽管理が６万8,000円、消防設備保守業務委託１万4,000円、警備業務が32万円で、平成27年度、前年度の実績では年間76万円でしたということのデータもありました。４校としましても、300万円程度で掛け算でなるわけなんですが、さきの説明会では1,000万円ぐらいの金額をお話しいただいておりましたけれども、ちょっと差があるなということも感じます。いろいろ条件があって比較も難しいんですが、1,000万円の内訳をもうちょっと詳しくお聞きできればと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君）　それでは、内訳の関係について、ご回答させていただきたいと思います。

その前に、この４小学校跡地につきましては、避難所、あるいは選挙の投票所、盆踊り等地域のイベント会場、あるいは、ママさんバレー等スポーツ利用など、従来の機能を残すことを想定しております。その関係から、維持管理経費の面では、完全な空き施設の場合と条件が異なるということをまずご理解いただきたいと思います。

おおまかにこの1,000万円、４校の、８項目ほどございます。１点目が校舎の床、あるいは、窓、トイレの清掃、そういった経費が約270万円、それと、校庭の除草作業、これが約130万円、それと屋内運動場の清掃が約40万円、それとプールの保護が約40万円、それと校舎等の中の警備、巡回ですね、それが約70万円、それと電気、ガス、水道、農集、そういったライフライン関係が約180万円、それと、万が一何かあってはいけませ

んので、そういった火災保険料、それが約50万円、それと電気保安管理委託、浄化槽の維持管理委託、消防設備の保守等の委託料が約130万円でございます。

これらの積み上げですと、単純に約910万円となりますけれども、この金額は最低の経費として概算で見積もった金額でございますので、町長と語る会では、おおむね1,000万円程度と回答いたしております。

なお、電気料金につきましては、災害時、長期間使用する可能性も想定いたしまして、通常使用の５分の１程度を見込み、その他の需用費も同様の考え方で積算しておりますので、何とぞご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　加藤喜男君。

○９番（加藤喜男君）　細部にわたり、ありがとうございました。最低でもこのくらいかかるというようなことで、もうちょっとかかるのかなという発想も多分されておるのかと思いますが、先ほどの学校の条件とは違うので、比較対照はいかがなものかとは思いますが、実績で七十何万ということで、１校ですね、出ていますので、また十分精査をしていただいて、なるべく安く仕上げるということで、早く利用方法が見つかればいいですがね。よろしくお願いいたしたいと思います。

次に移りまして、産官学協定についてということで、町長は、各所におきましてタイケン学園誘致の断念を表明されておるわけですが、そこでお聞きするわけですけれども、素人的な考えで恐縮ですが、本年２月29日付で契約し、４月に開示をしていただいた、長南町、タイケン学園、茂原長生広域創生株式会社が立会人で締結をした協定は、これはその後どうなっちゃっているのか、どうすればいいのかということでお聞きします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君）　この契約の関係ですけれども、この学校法人タイケン学園の誘致計画につきましては、ご案内のとおり、本年４月18日の臨時議会において、誘致に見込まれる経済効果や必要となる施設の改修経費等を調査するための経費を盛り込んだ補正予算を提案しましたが、この議案は学校誘致特別委員会に付託されまして、４月22日に否決、６月定例議会の本会議で正式に否決されまして、これをもって終結したところでございます。

この経緯について、産官学の協定の関係人である各三者は、当然のこととしてこの情報を共有してございます。また、６月定例議会の補正予算否決について、タイケン学園の誘致そのものに反対する内容の否決であったと共通認識しており、産官学協定に掲げるタイケン学園誘致に係る全ての事業については、今後の進展はないという認識を共有してございます。

28年２月29日に締結をした産官学協定の効果が消滅したことの第三者合意を確認するための書類上の取り交わしは特に行ってございません。しかし、町顧問弁護士に相談したところ、三者が同意、認識していれば、問題が生じることなく、今後もこのような休眠事態であったとしても、法律的には将来に向かって関係者全員、何ら不利益は生じないとの見解でありましたので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　加藤喜男君。

○９番（加藤喜男君）　わかりました。書面による契約をしたわけですから、また、書面による解除の契約が要るのかなというような発想でお聞きをしたのですが、それの必要は、弁護士の意見を聞く中で必要ないということで、今後問題は起きないということで了解をいたしました。

それでは、最後の質問でございます。

公務員の選挙活動についてということで、選挙管理委員長にお聞きしたいわけですけれども、ここにはいらっしゃいませんが、公務員の選挙活動について、お聞きをしておきたいと思います。

公務員は、国及び地方自治体の公務を執行する人の総称でありまして、地方自治体の公務員は、地方公務員法第３条に、一般職に属する地方公務員と特別職に属する地方公務員に分かれるとされています。

一般職に属する地方公務員は、本町では課長以下の職員ですが、特別職に属する地方公務員は、地方公務員法第３条第１項第３号に幾つか定められておりまして、４つ述べますと、公選、選挙又は議会の選挙、議決もしくは同意を要する職、条例や規定により設けられた委員、委員会の構成員の職で臨時または非常勤の者、地方公共団体の長、町長、議会の議長、それから非常勤の消防団員と、重複するところもありますが、本町で関係する者としては、役場の一般職、一般職の地方公務員、町長、副町長、教育長、特別職の常勤の地方公務員、議員、我々議員、特別職の非常勤の地方公務員、それから区長、区長代理、特別職の非常勤の地方公務員。このほか、条例に基づき委嘱し、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で、報酬を支払う条例集を見ますと、一番先が学校のドクターから始まりますけれども、学校医から、一番最後は開票立会人と、79種類ぐらいの人がいるんですが、この人たちが法律の定めによれば、公務員になると思います。

次に、公職選挙法ですが、第136号の２には、地方公共団体の公務員は、その地位を利用して選挙運動することができないと規定されています。以上のことから、さきに述べた職員、町長、議員、区長、区長代理含め、ほか27名、条例で委嘱し報酬を払っている者は公務員でありますから、公職選挙法で選挙運動が制限されていると考えてよろしいのか伺います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、田邉功一君。

○選挙管理委員会書記長（田邉功一君）　それでは、選挙管理委員長の了承を得てきましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

加藤委員さんのほうから言われますように、公職選挙法第136条の２では、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止が規定をされております。この中で、地方公共団体の公務員とは、一般職及び特別職たるを問わないとされています。また、地方公務員法第３条では、一般職及び特別職について規定しておりまして、このうち、この特別職のうち、非常勤特別職については、自治法203条の２の規定で、報酬及び費用弁償を支払わなくてはならないと規定をされております。

したがいまして、町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に記載されています特別職の職員については、地位を利用した運動は禁止されることになります。例えば農業委員、まちづくり委員、固定資産評価審査委員、学校医、区長等が該当します。また、特別職の中にも、町長は常勤の特別職でございますが、また、議会の議員が含まれていますので、同様に地位を利用した運動は禁止されることになります。

なお、選挙関係実例判例集によりますと、地位を利用するとは、その地方公共団体の公務員としての地位に

あるがために、特に選挙運動等を効果的に持ち得るような影響力、または便益を利用する意味であって、職務上の地位と選挙運動等の行為が結びついている場合を言います。

一事例を申し上げますと、地位の利用に該当する行為とは、町長が補助金の交付や許認可権限を利用して、関係団体、請負業者等に対して選挙運動をすることになります。地位の利用に該当しない行為は、一般社会上の儀礼として、または単に社会的地位として、公的地位の名称を使用することになります。言い換えれば地位の利用に当たらなければ選挙運動は可能となります。例えば、議会議員候補者等が差し出す選挙運動用葉書に推薦者として肩書き及び氏名を連ねること、あるいは選挙運動用ポスターに推薦者として肩書き及び氏名を連ねることなどになります。

町長を例に申し上げましたが、先ほど申し上げたように、職務上の地位と選挙運動等の行為が結びついている場合は地位の利用に当たるということでございますので、細かい内容については、個々の判断になろうかと思います。こういったことでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君）　加藤喜男君。

○９番（加藤喜男君）　ありがとうございました。なかなか難しい問題なのかもしれませんが、今お聞きしたことを総合的に考えますと、自治体から給料や報酬、これは労働の対価としてもらうわけですが、いただいているものは、常勤、非常勤にかかわらず、これは公務員だということで、公職選挙法136条の２に関係するけれども、その中で、地位を利用して選挙運動することはできないという文言がありまして、その地位を利用するということがちょっとよくわからないところというか、難しいところで、今お聞きした内容なのかなということで思います。

いずれにしましても、罰則としては、２年以下の禁固、30万以下の罰金でよろしいんですかね、そういうことで、また公民権の停止もありますか。あるでしょうね。ということでありますので、そういうふうに自治体から報酬をもらっている人は、注意をして、なるべくニュートラルなところにいるのが安全なのかなということで理解をしましたので再質問はございません。ありがとうございました。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　これで９番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は、午前９時半から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

どうもご苦労さまでした。

（午後　３時４７分）